

平成18年第5回(9月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月14日(木曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告について	4
会議録署名議員の指名について	4
会期の決定について	4
議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第8号 陳情等の常任委員会付託報告について	4
議会報告第9号 諸般の報告について	5
報告第5号 町長専決処分の報告について	5
議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について	5
議案第62号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について	7
議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定について	8
議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	10
議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	10
議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	11

議案第72号	平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第73号	平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第74号	平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について	17
議案第75号	平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	17
議案第76号	平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)について	17
議案第77号	平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	17
議案第78号	平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	17
議案第79号	平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について	17
散 会		27

第2日 9月20日(水曜日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	30
欠席議員	30
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
職務のため議場に出席した者の職氏名	30
開 議	31
議事日程の報告	31
一般質問	31
中川正弘君	31
南波榮一君	38
田中元君	43
小林泰三君	48
田辺雅巳君	49
散 会	54

第3日 9月22日(金曜日)

議事日程	55
本日の会議に付した事件	56
出席議員	58
欠席議員	58
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
職務のため議場に出席した者の職氏名	58
開 議	59
議事日程の報告	59
議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について	59
陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費 (私学助成)増額を求める意見書提出に関する陳情について	59
議案第62号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	60
議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規 約の変更について	60
議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定について	60
陳情第3号 道路特定財源に関する意見書の採択について	60
議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	63
議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	63
議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	63
議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	63
議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	63
議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認 定について	63
議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	63
議案第72号 平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	64
議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	64
議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について	65
議案第75号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につ	

	いて	65
議案第76号	平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)について	65
議案第77号	平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	65
議案第78号	平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	65
議案第79号	平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)につ いて	65
議案第80号	平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第3号)について	67
議員派遣の件		68
常任委員会の閉会中所管事務調査の件		68
議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件		69
日程の追加		69
発議第5号	公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費 (私学助成)増額を求める意見書について	69
発議第6号	道路特定財源に関する意見書について	71
閉会		72
署名		73

平成18年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 9日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月14日	木	本会議第1日目（招集日） 総務文教常任委員会 社会産業常任委員会
15日	金	決算審査特別委員会
16日	土	休 会
17日	日	休 会
18日	月	休 会
19日	火	休 会（予備日）
20日	水	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
21日	木	休 会（議案審査）
22日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(9 月 14 日)

平成18年第5回(9月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年9月14日(木曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第8号 陳情等の常任委員会付託報告について
- 第5 議会報告第9号 諸般の報告について
- 第6 報告第5号 町長専決処分の報告について
- 第7 議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 第8 議案第62号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について
- 第10 議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定について
- 第11 議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第72号 平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について
- 第21 議案第75号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第22 議案第76号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第23 議案第77号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第24 議案第78号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

第25 議案第79号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君
代表監査委員	志田忠護君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円君） ただいまから平成18年第5回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会期日程の報告について

○議長（高橋速円君） 議会運営委員長から、9月7日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありました。ご協力願います。

会議録署名議員の指名について

○議長（高橋速円君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番、小林泰三議員及び2番、田中政孝議員を指名します。

会期の決定について

○議長（高橋速円君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの9日間に決定いたしました。

議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第3、議会報告第7号 例月出納検査結果の報告について。

例月出納検査結果について、監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありましたので、報告いたします。

議会報告第8号 陳情等の常任委員会付託報告について

○議長（高橋速円君） 日程第4、議会報告第8号 陳情等の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情等については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

議会報告第9号 諸般の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第5、議会報告第9号 諸般の報告を行います。

去る7月14日、新潟県町村議会議長会第59回定期総会が開かれ、出席してまいりました。お手元に配りました会議報告書のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

報告第5号 町長専決処分の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第6、報告第5号 町長専決処分の報告について。

町長から平成5年5月14日の議決により指定した町長専決処分事項について、お手元に配りましたとおり専決処分した旨の報告がありました。

議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第7、議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第61号につきましてご説明申し上げます。

地方公務員法の改正により、地方公務員法第58条の2が追加され、各地方公共団体は人事行政の運営等の状況について公表することが義務づけられております。これは、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的としたものですが、この公表に関して公表内容及び公表時期を条例で定める必要があるため、所要の条例の制定を行うものであります。

主な内容といたしましては、第1条により根拠規定を掲げ、第2条、第3条により各任命権者が町長に対して人事行政の状況に関して行う報告の時期と内容を定め、第4条、第5条により新潟県の町村等で共同設置している公平委員会に対して、その業務の状況に関して報告を求める時期と内容を定め、第7条、第8条によりその報告された事項を公表する時期と方法を定めるものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら、担当課長から説明願います。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今ほど町長の説明したとおりでございます。地方自治法の改正によりまして、内容的にはやはり透明性を高めるといふような部分のものでございまして、地方公務員法の改正に伴いまして公表の内容を高めるといふ趣旨のものでございます。

お手元の方にお配りしております概要等で内容等につきましてはご覧いただけるかと思っております。

で、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 資料の方にも書いてあるのですが、私この委員会にいないものでお聞きするわけでございます。その中で任命権者、これはだれになっているのか。それが町長に対しというふうになっていますので、この任命権者というのはどういうことかということと、新潟県市町村総合事務組合公平委員会ということは、この場所というか、事務所はどこに置いてあるのかお聞きします。お願いします。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今の条文中の第2条中の任命権者のことについてでございますが、これにつきましては任命権者というものの中には議長、教育委員会、農業委員会なども任命権者と、当然町長も任命権者というふうなことになりますので、町長が町長に報告するというふうなことも当然あります。

それと、公平委員会についてでございますが、地方自治法によりまして公平委員会の設置が義務づけられております。ただし、本町の人口規模にいたしますと共同で設置することが可能となっております。ということで、公平委員会につきましては県総合事務組合の中に共同設置しております。そういうことで町村で共同設置しておりますので、人事事務組合、新潟市、県庁の脇にございます。以上で終わります。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 3条の（4）、職員の分限及び懲戒処分の状況についてなのですが、特に懲戒処分の関係なのですが、これはどういうふうな報告内容になるか、個人名は出るのか、それとも総体的に処分された内容が何件あるとか、そこら辺の報告状況をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 公表の仕方についてでございますが、内容的には懲戒処分で行きますと、懲戒処分者数何件というふうなことで、内容につきましては法令違反、職務上の義務違反、奉仕者としてふさわしくない非行行為とか、そういうふうな分類の中で免職、停職、減給、戒告というふうなことで何件というふうな公表になります。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第61号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（高橋速円君） 日程第8、議案第62号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第62号につきましてご説明いたします。

このたびの改正は、健康保険法等の一部改正をする法律が平成18年6月21日に公布されたことに伴う改正で、改正内容は医療費の70歳以上で一定以上所得者の一部負担割合の改正であります。

改正内容につきましては、去る9月1日の国民健康保険運営協議会で審議され、委員全員のご承認をいただいておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら、担当課長から説明願います。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） それでは、補足説明をいたします。

資料の3ページをご覧くださいと思います。第4条の一部負担金ですが、第1号は語句の見直しです。第4号は、70歳以上の一定額以上所得者の負担割合を現行10分の2を10分の3に改正するもので、一定額以上所得とは現役並み所得ということで課税所得が145万円以上をいいます。

以上です。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第62号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について

○議長（高橋速円君） 日程第9、議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更についてでございますが、介護保険法の改正に伴いまして、寺泊老人ホーム組合が特定施設入所者生活介護事業者の指定を受けるとともに、平成18年10月1日から訪問介護事業所を開設し、居宅サービス及び介護予防サービスを提供することとし、これに伴いまして規約第3条、組合の共同処理する事務に居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する事務を追加するなどのほか、所要の変更を行うとともに、規約第11条経費支弁の方法に介護給付費を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら、各担当課長から説明願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ただいまの町長の提案理由のご説明のとおり、また去る8月の18日に開催をされました議会全員協議会でご説明を申し上げたとおりでございます。

よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） ちょっと質問したいのですが、資料になりますが、11条、（2）、介護給付費の件なのですが、11条ではその部分は旧の場合うたわれていなかったのですが、今回介護給付費が増えているということなのですが、そうすると関係市町村の負担金というのは増えるのか減るのか、それともその他の収入が増えるのか減るのか。総体的に介護給付費が増えるから、その分増額になるのか、そこら辺ちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ただいまの市町負担が増えるかどうかということでございますけれども、これにつきましても十分寺泊老人ホーム組合の方でいろんな選択肢があったわけでございますが、一番入所されている方がご不便がかからない、今の状況で今介護されている職員の方が引き続いて介護ができるという状況と、それから今ほどご質問のとおり、市町村負担が増えるのか増えないのかということの観点から、このような選択をさせていただいたわけでございますけれども、基本的には市町負担が一番少ない選択肢の中でこれを変更をするということにいたしましたので、ご質問によりますれば市町負担が一番少ないということの中で規約変更を、もちろん当然のことながら介護給付費が増えるわけでございます。収入として増えた分、市町負担分が減るといふふうにお考えいただければ結構だと思います。

○議長（高橋速円君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第63号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定について

○議長（高橋速円君） 日程第10、議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定についてご

説明を申し上げます。

一昨年の7.13水害では、吉水集落の奥で大規模な土石流が発生をし、町道吉水3号線が約200メートルにわたり道路機能を失いました。現地では、県営の治山激甚災害対策特別事業などにより災害復旧工事が進められておりますが、道路機能の回復が大変困難であり、また農地が保安林に変更される中で町道の必要性が失われておりますので、被災現場から終点までを廃止いたします。また、この路線は一本の道路でありながら、集落側は吉水2号線、奥側は吉水3号線と2路線に分けて認定されておりますが、路線管理上煩雑ですので、このたび吉水2号線と吉水3号線を廃止し、新たな1路線として町道吉水線の認定を行なうものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら担当課長から説明願います。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 特に補足することはございませんけれども、資料の2ページに図面がございますので、ご覧をいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 今図面を見せてもらって、減ることはわかってますが、今後のことについては行政だけではなく、住民、特に部落行政の方々の承認とか、あるいはいろいろな相談事を受けた結果なのでしょうか。その辺だけ聞かせてください。

○議長（高橋速円君） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 現地の方につきましては、この先のところが大変でっかい災害で土石流等で地形が変わってしまっておりまして、地元といたしましても今集落が全くなってしまう地域になりますので、上吉水になりますので、そちらの方の地域の方の相談といたしますか、お話はしておりません。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） していないということなのですが、地権者はあるわけなので、地権者は道路として使うような場合にはまた別な方法を何か考えられる可能性はあるのですか。ということは、田んぼが山になったりしていますが、実際は逆に山は山として残っているわけですので、今まであった道路を今度利用できないことになるわけですが、その辺については今度何かほかの方法を考える予定というか、考え方はあるのですか。

○議長（高橋速円君） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） 今現在の現場ですけれども、治山の大型の堰堤が入りまして、それから上流の方が雨水等がたまった天然の池のような状態になりまして、従来の道路というのは全く池の中に水没をして現況がないような状態になっています。ただ、これから堰堤から奥の部分で山の斜面等の災害

復旧工事が治山関係の方で始まるというふう聞いておりますので、その中で当然作業道路といいますが、そういったものが発生すると思います。

それから、今現在認定してございます道路ですけれども、昔は上吉水の集落に行けた道路なのですけれども、例えばの話小木相田線の相田集落のようなところと全然違いまして、吉水の奥というのは全く人が出入りしていないという中で、けもの道の状態でもなくなっているというような、要するに昔の吉水集落のある中腹の部分からその上の町道小木ノ城線ですけれども、それに接続するまでの間の道路もけもの道というような状態ももう薄れているぐらいに利用がなくなっていると。ですので、今後治山の方の工事に伴う仮設道路が入ってくると思うのですけれども、そういったものがどういう形で現場に存置されるか。

それから、たまたまですけれども、今回大規模が災害があった上部の方にやはり過去の治山関係の工事で作業のためにつくった便宜上の道路というか、道路の形を残したものがございます。そういったものとこの治山工事が終わった後に、どういうふうにつながるができるのか、あるいはつながらないのか、その辺工事の様子を見ながらどういうふうな形、将来的な山の利用ができるかというようなことに視点が動くのではないかと思いますのですけれども、町道という観点からいきますと全く道路がなくなる、あるいは現実的な話としてもうその先の山林以外の農地がなくなるということで一線を引かせていただいて、町道の認定から外させていただきたいと。仮設道路がどういう形でできるか、それがどういう形で残るのか、その辺を見ながら、また地域の皆さん方の山林の維持管理のために役に立つ、そういった道がどの程度どうなるのかについては私の方では少し承知してございません。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第64号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入

歳出決算認定について

議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋速円君） 日程第11、議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第72号 平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第65号から第73号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第65号の一般会計決算から説明を申し上げます。平成17年度の一般会計予算額は、当初予算31億円、平成16年度からの繰越分13億9,313万5,000円、その後の6回の予算補正で2億8,750万2,000円を加え、最終予算規模は47億8,063万7,000円となりました。

決算額を見た場合、歳入が46億9,894万円、歳出が45億5,275万6,000円となりましたが、この中には、平成18年度へ繰り越す財源として709万2,000円が含まれており、実質収支額は、1億3,909万2,000円の黒字となり、平成18年度に繰り越すことといたしました。

歳入決算は、前年度に比べ1億2,300万2,000円、2.7%の増となりました。これについては、平成16年災害に対する国庫、県支出金が復旧2年目ということで、事業費配分が多くされたことが主な要因となっています。歳入の主だったものは、多い順から地方交付税がトップで15億3,477万7,000円、歳入総額に占める割合は、32.7%となっています。続いて、県支出金8億2,903万7,000円（17.6%）、国庫支出金7億6,995万7,000円、町税4億1,897万7,000円、町債3億5,910万円の順となっています。歳入を「自主財源」と「依存財源」に分けてみますと、町税等の「自主財源」は9億8,405万6,000円で、歳

入全体の20.9%であり、地方交付税、国庫、県支出金等の「依存財源」は37億1,488万4,000円で79.1%と高い割合を占めています。

次に、歳出決算額は前年度に比べ1億2,111万円、2.7%の増となりましたが、今ほど申し上げましたとおり災害復旧費、また災害関連による農林水産業費の増加とスリム化等の成果により、財政調整基金に積み立てを行ったことにより総務費が増加をしています。歳出の主だったものは、災害復旧費がトップで11億1,396万9,000円となり、歳出全体に占める割合は24.5%で4分の1を占めています。次に、農林水産業費の6億565万7,000円、民生費5億2,947万9,000円、総務費5億979万6,000円の順となっており、平成16年度同様災害復旧を重点に取り組んでまいりました。

歳出決算を性質別で見た場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が10億9,945万4,000円となり、全体の24.1%、4分の1を占めており、前年比では3.6%の減となっています。また、投資的経費では普通建設事業費が6億2,332万5,000円となり、平成16年度より29%減少したものの、災害復旧費が前年比45.7%の大幅な増加となっています。

次に、町債の平成17年度末現在高は30億4,101万4,000円であり、前年度に比べ3,266万9,000円の増となっています。起債の協議制への移行に伴い、指標として実質公債費比率で判定されることになり、従来の許可制とのボーダーラインとなる18%が基準となっていますが、本町におきましては12.8%であり、県内35市町村中6番目に低い位置にあります。

最後になりますが、スリム化の推進により、平成16年度末に比べ17年度末におきましては、さらに2億円の財政調整基金への積み立てを行うことができました。しかしながら、国の地方交付税の抑制傾向の中で、普通分につきましては前年比2.3%増、災害に影響された特別分と合わせて全体では9.3%の減少となっています。今後も厳しい交付税改革が予測される中で、地方を取り巻く状況は大変に厳しいものがあります。今後ともスリム化を積極的に推進しながら、基金を有効に活用した中で、重点的、効率的配分に留意し、経常経費の抑制、行政コストの低減を図り、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第66号につきましてご説明をいたします。国民健康保険の平成17年度の加入世帯割合は66.4%、人口割合でも42.8%で、ほぼ前年度と同じ割合で住民が加入し、国保の老人加入率も増えている中で、国民健康保険事業は町民の健康を守る上で大きな役割を担っております。保険税の収納率は、景気動向等もありますが、現年度分で98.4%、未納者に対する滞納繰り越し分についても分納対策に努めて、合わせて96.2%と前年度とほぼ同率となり、収納率の向上を図っております。保険給付費は、前年度に比べ一般被保険者については人数はほぼ変わらずですが、受診件数、費用額は減少しています。しかし、退職被保険者は人数、受診件数、費用額ともに増加し、高額療養費も同様の傾向で、これにより保険給付費全体では14.6%増加いたしました。また、老人保健拠出金は17.6%減少し、介護納付金は9.3%増加しております。これにより、平成17年度決算額は歳入総額5億5,579万円、歳出総額4億9,940万1,000円、実質収支額は5,638万9,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第67号につきましてご説明をいたします。老人医療の状況では、平成17年度の医療対象者は1,335人で、前年度に比べ4.9%減少しております。受診件数は2万5,322件で、1人当たり年間19回受診したことになり、受診1件当たりの医療費は3万1,233円、1人当たりの医療費は59万2,149円となりました。これを前年度と比較しますと、医療費の1件当たり、1人当たりはほぼ同額ですが、医療対象者の減少により、受診件数で4.2%、医療費等で4.7%の減少となりました。これにより、平成17年度決算額は歳入総額8億665万3,000円、歳出総額8億520万2,000円、実質収支額は145万1,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第68号につきましてご説明を申し上げます。当町の介護保険事業運営につきましては、介護保険制度施行以来大きな混乱もなく、おおむね順調に推移しております。平成17年度末の認定者数は329人となり、65歳以上に占める割合は17.3%となりました。また、保険給付費では第2期介護保険事業計画の最終年度に当たり、予定しておりました保険給付費に対して95.5%の執行率で順調に推移をし、保険料の収納率も99.7%となりました。平成17年度決算は、歳入総額5億4,070万5,000円、歳出総額は5億1,138万6,000円で、実質収支額は2,931万9,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第69号につきましてご説明を申し上げます。平成17年度は、施設維持管理と民地内の配水管の布設替工事を実施いたしました。また、中越地震による下水道や農業集落排水施設の管路災害復旧工事に伴う水道管の移設補償工事も実施いたしました。これによるこの会計の決算額は歳入総額2億2,578万5,000円、歳出総額1億9,874万3,000円、歳入歳出差引額2,704万2,000円となりました。なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第70号につきましてご説明を申し上げます。平成17年度は、施設維持管理のほか中越地震により被災した戸別合併浄化槽8基の災害復旧を行いました。これによるこの会計の決算額は、歳入総額2,292万5,000円、歳出総額2,054万2,000円、歳入歳出差引額238万3,000円となりました。なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第71号につきましてご説明を申し上げます。平成17年度は、3処理区の維持管理のほか中越地震による農業集落排水施設の災害復旧を実施いたしました。また、町債の返済に係る費用も主たるものであります。これによるこの会計の決算額は、歳入総額5億3,177万1,000円、歳出総額5億2,670万3,000円、歳入歳出差引額506万8,000円となりました。なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字となっております。

次に、議案第72号につきましてご説明を申し上げます。平成17年度は、施設維持管理のほか中越地震による下水道施設の災害復旧を実施いたしました。また、町債の返済に係る費用も主たるものであります。これによるこの会計の決算額は、歳入総額6億1,998万円、歳出総額6億946万5,000円、歳入歳出差引額1,051万5,000円となりました。なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

終わりに、議案第73号につきましてご説明を申し上げます。平成17年度は、深町団地ほか2団地の

施設管理のほか、新たに川西団地を造成分譲するための用地買収を実施いたしました。これによるこの会計の決算額は、歳入総額4,342万2,000円、歳出総額4,315万5,000円、歳入歳出差引額26万7,000円となりました。なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、慎重なご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら、各担当課長から簡潔にお願いいたします。

まず、総務課長。

○総務課長（山田正志君） 平成17年度一般会計につきましては、ただいま町長の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 次は、町民課長、お願いします。

○町民課長（徳永孝一君） 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定及び老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、町長の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋速円君） 次に、保健福祉課長、お願いします。

○保健福祉課長（佐藤信男君） 出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、ただいまの町長の提案理由のご説明のとおりでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 次に、建設課長、お願いします。

○建設課長（玉沖 馨君） 議案第69号、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定から議案第73号の住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につきましても町長の説明のとおりでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、志田忠護さん、お願いします。

○代表監査委員（志田忠護君） ご苦労さまです。それでは、平成17年度決算審査意見書を申し上げます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

1、審査の対象。平成17年度出雲崎町一般会計決算、平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成17年度出雲崎町老人保健特別会計決算、平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計

決算、平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

2、審査の期間。平成18年8月1日から平成18年8月28日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し、適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査した。また、指定金融機関並びに収納代理金融機関に出向き、預貯金の残高を確認した。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められた。また、予算の執行状況等も適正であった。

財政運営については、すべての会計において健全財政が堅持されているものと認められる。特に平成17年度決算においては、平成17年3月に策定した行財政スリム化プログラムに基づき、積極的に行財政改革が進められた結果、義務的経費の削減や2億円超の財政調整基金への積み立てなど、着実にその成果を上げている。財政指標でも前年度に比べ経常収支比率は0.5ポイント、起債制限比率が0.2ポイント減少した。性質別歳出では、人件費が4.6%、公債費が4.3%減少した。

また、前年度から繰り越された災害復旧事業もほぼ完了し、新たに宅地造成事業に着手するなど、さらなる町づくりに向けて施策が進められている。

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがあるが、引き続き行財政改革を進め、厳しい環境の中にあっても真に町民に必要な事業への積極的な財源配分を行い、ますます多様化する町民ニーズにきめ細かに対応し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものである。

審査の概要及び意見は次に述べるとおりである。

続きまして、39ページをお開きいただきたいと思います。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。平成17年度出雲崎町土地開発基金、平成17年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成18年8月1日から平成18年8月28日まで。

3、審査の方法。審査に付された各基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査した。

4、審査の結果と意見。審査に付された各基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されたものと認められる。

審査の概要は次に述べるとおりである。以下、41ページ、むすびまでご審議のほどひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第73号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第73号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時42分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

○議長（高橋速円君） これから諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に南波榮一議員、副委員長に田中元議員が互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

議案第65号から議案第73号までの議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は決算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第75号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第76号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第77号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(高橋速円君) 日程第20、議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について、日程第21、議案第75号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第22、議案第76号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、日程第23、議案第77号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第24、議案第78号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第25、議案第79号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について、以上議案6件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸君) ただいま上程されました議案第74号から議案第79号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第74号の一般会計からご説明を申し上げます。今回の補正予算で歳出のうち主なものは、2款総務費で1項総務管理費に役場庁舎の禁煙化を図るため、屋外に喫煙所を設置するための工事費を計上いたしました。また、このたびの予算補正で、健康増進のために順次町所有施設の禁煙化を図るため、3款民生費の保健福祉総合センター管理費、10款教育費の公民館費、体育施設費において同様に喫煙所の設置経費を計上しております。

3款民生費では、関係部署が一体となって健康増進の支援を行うため、1項社会福祉費にうつ病対策経費を、同様に4款衛生費、10款教育費にも計上しております。また、健康増進のために保健福祉総合センターの屋外喫煙所の設置経費も計上をいたしました。10月からの障害者自立支援法の本施行とあわせて、9月から開所した障害者サポートセンターいずもぎきに委託する経費を計上いたしました。2項児童福祉費におきましては、「子は宝」支援金の追加、長岡市内保育園への越境保育の取りやめによる減、2歳未満児保育の県事業採択による町事業からの組み替えを計上しております。

4款衛生費では、1項保健衛生費に健康増進計画策定のための委員報償などの関係経費を計上いたしました。

6款農林水産業費では、1項農業費において修理費がかさんでいる既存車両の入れかえのための経費を、2項林業費において7月11日からの大雨による復旧のための小規模補助治山工事費経費を計上いたしました。

7款商工費では、船まつり前夜祭のおけさ流しの新しい試みに係る経費を、良寛関係図書の印刷経費の補助、白鶴まるCM放映に伴い、特産新メニュー、鯛のおけさ揚げの定着のための講習会等への補助、天領の里事業運営基金への積み立てを計上いたしました。

8款土木費では、2目道路橋りょう費で町道小木常楽寺線拡幅工事に係る電柱移転補償料、5目住

宅費において街並み環境整備事業における事業執行に伴う節予算の組み替え、つまり団地分譲開始により、販売代金発生に伴う宅造会計繰出金の減額をしております。

9款消防費では、予定していた消火栓移設工事前に消火栓の漏水修理が発生したため、このたびその追加修繕に係る経費を簡水会計繰出金に計上をいたしました。

10款教育費では、2項小学校費、3項中学校費で準要保護就学援助費の追加を計上いたしました。また、出雲崎中学校吹奏楽部におきましては、8月12日のTBS子供音楽コンクールにおいて優秀賞を受賞したため、12月に東京で開催される東日本大会に出場することになり、その遠征費の一部助成を計上いたしました。4項社会教育費では、6月の人事異動に伴う欠員部分の補助のため臨時職員賃金を6か月分計上いたしました。また、5目保健体育費では、健康増進のためのウォーキング普及に係る経費を、中央公民館、町民体育館、屋内ゲートボール場の施設内を禁煙とするため、屋外に喫煙所の設置経費を計上いたしました。

11款災害復旧費では、1項公共土木施設災害復旧費において、6月30日からの大雨による道路、河川災害の復旧経費を、2項農林水産施設災害復旧費において、7月11日からの大雨による農業用施設、農地災害、林道施設災害の復旧関係経費を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、国庫、県支出金、町債等を予算計上いたしました。今回小釜谷の亡くなられた松永好古さんの奥さん、美江さんから一般寄付がありましたので、予算計上をしております。これによりまして、今回の補正額は歳入歳出にそれぞれ270万3,000円を追加いたしまして、予算総額を31億8,357万1,000円といたしました。

次に、議案第75号についてご説明を申し上げます。このたびの補正は、健康保険法等の一部改正にもよりますが、主な歳出では1款総務費の賦課業務電算委託料の追加、5款の高額医療費共同事業拠出金の追加及び新たに保険財政共同安定化事業拠出金を計上いたしました。2款の保険給付費の出産育児一時金については、当初より実績が見込まれるために追加計上し、6款の保険事業で保健指導保健師の賃金を計上いたしました。

次に、歳入ですが、歳出予算経費の財源として国、県の支出金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金、さらに繰越金を追加して計上いたしました。これにより、補正予算の額を2,970万1,000円を追加して、予算総額を5億3,170万1,000円といたしました。

なお、この補正予算につきましては、去る9月1日、国民健康保険運営協議会を開催し、ご承認をいただいていることを申し添えます。

次に、議案第76号についてご説明を申し上げます。このたびの補正の主なものは、健康保険法等の一部改正により、歳出では1款の総務管理費、老人保険業務電算委託料を、歳入では国庫支出金の医療費適正化対策事業費補助金を追加計上いたしました。これにより、補正予算の額を12万6,000円を追加し、予算総額を7億9,761万2,000円といたしました。

次に、議案第77号につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算の主たるものは、前年

度繰越金が確定したことに伴い、介護給付費準備基金に積み立てるための補正並びに介護保険法の一部改正等に伴うシステム改修委託料の追加及びこれに伴います一般会計繰入金と国庫補助金の追加を行うとともに、通所型介護予防事業におきまして事業対象者の運動習慣の定着及び給付費の抑制等という観点から、事後指導会を実施するため委託料の追加を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,537万4,000円を追加し、予算総額を6億1,021万2,000円といたしました。

次に、議案第78号についてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、歳出では1款総務費の27節で消費税を追加し、2款維持管理費の15節で消火栓の修繕と井戸ポンプの取りかえに係る工事費を追加いたしました。

3款水道施設費の15節は、県が上中条地内で道路橋の修繕工事を実施することに伴う水道管の移設工事費を新たに計上いたしました。

また、これに要する歳入財源として、4款の1目一般会計繰入金、5款繰越金、6款諸収入の3項雑入をそれぞれ追加計上いたしました。これにより補正予算額は、歳入歳出それぞれ880万円を追加し、予算総額を1億5,280万円といたしました。

次に、議案第79号につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、出雲崎てまり団地の販売を促進するため、報償費、分譲パンフレットの印刷、新聞広告料などを追加計上したほか、工事請負費などを減額いたしました。

歳入では、てまり団地の土地売払収入を追加計上し、また一般会計繰入金を減額いたしました。これにより補正予算額は、歳入歳出それぞれ174万8,000円を追加し、予算総額を1億6,172万5,000円といたしました。

以上、一般会計並びに5特別会計についてご説明を申し上げましたが、慎重なる審議の上、ご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら、各担当課長から説明願います。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） それでは、一般会計につきまして補足説明をさせていただきます。町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をお願いいたします。

歳出から、173ページからお願いいたします。議会費についてでございますが、ご覧のとおり組み替えでございます。

2款総務費についてでございます。5目財産管理費でございますが、施設修繕料につきましては役場自体高圧受電を行っておりますが、気中開閉器、一般家庭でのブレーカーに相当する部分でございますが、それが10年経過しまして取りかえが必要になったというふうなことで修繕料を計上してございます。それとあわせて、一般修繕の部分でも若干つけ足して計上してございます。続いて、15節工事請負費の中で庁舎喫煙所設置工事でございます。町長の提案理由にもございましたが、健康増進の一環、また以前全員協議会でもご指摘ございましたが、そんなことから役場施設につきまして順次喫煙所を設置

していくというふうなことでございまして、役場につきましては玄関、外から向かってもらいまして左側のポーチの脇というふうなことで、定礎というふうな埋め込んでございまして、それから障害者用の看板が出ておりますが、その間というふうなことで、スーパーハウスをちょっと加工いたしまして1間の2間のもので設置をしたいというふうなことで考えております。場所的には前の企画振興課があったところの階段部分から企画振興課寄りというふうな部分になるかと思っております。風除室から横に出入り口をつけて行けるといふふうなことで考えてございます。

続いて、7目企画費でございますが、ホームページの製作管理委託料追加、これは前回協議会で説明させていただきましたが、空き地、空き家バンクの関係でホームページを改修したいというふうなことで委託料の追加を計上いたしました。

続いて、174ページ、3款民生費でございます。2目障害者福祉費についてでございます。うつ病対策、これも先ほどの説明のとおりでございますが、健康増進対策の一環というふうなことで今回上げてございます。13節委託料につきましては、障害者自立支援法、10月1日からの本施行というふうなことで、財団法人長岡福祉協会、桜花園を母体といたしました障害者サポートセンターいずもざきがオープンするというふうなことで、自立支援法の本施行、またサポートセンターのオープンというふうなことで、関係する経費、委託料を今回13節、20節、この辺が関係する部分でございますが、計上してございます。

3目国民健康保険事務費の繰出金追加でございますが、出産一時金の追加というふうなことで、20万円3人というふうなことでございます。

7目保健福祉センター管理費でございます。これにつきましては、地下タンクの漏水、地下タンクに雨水浸入というふうなことで、大雨によりまして雨水が入り込んだというふうな部分でその部分の修繕料を計上してございます。

あと同じく喫煙所の設置工事というふうなことで、役場の方と同等のものをというふうなことで計上しておりますが、金額的に異なっております。ひさしをつけたりつけなかったり、また基礎を強固にしたり基礎の高さ、それぞれ場所によって物はほとんど同じでございますが、それ以外の部分で変わる部分でございますので、それぞれ金額的には変わっている部分がございます。

続きまして、175ページ、2項児童福祉費でございます。児童福祉総務費、「子は宝」支援金の追加でございます。第3子の部分で4人分を追加計上させてもらっております。

児童措置費につきましては、町長の説明のとおりでございます。

4款衛生費、1目保健衛生総務費でございます。これも町長の説明のとおりでございますが、本年度中に健康増進計画を作成するというふうなことで委員報償と11節需用費は印刷製本費、計画書の作成というふうなことで印刷製本費を計上してございます。

続きまして、176ページ、5目環境衛生費でございますが、環境衛生物品というふうなことでごみシール、警告ラベルがほとんどなくなったというふうなことで今回追加というふうなことで、この分購

入させていただくというふうなことでございます

2項清掃費につきましては、2目塵芥処理費の中で町ごみ収集箱設置事業補助金追加ということで、2基分を計上してございます。

続いて、177ページ、6款農林水産業費でございますが、5目農地費でございます。古くなった車につきまして廃車し、新しい車を購入するというふうなことで、町長が説明申し上げたとおり、車両の購入費を計上してございます。13節委託料につきましては、県営中山間地の関係で六郎女地区がスタートするというふうなことで、ただこのスタートに当たりまして農地の集積、流動化の計画が作成が必要になったというふうな部分で、その辺の部分の委託料を計上いたしました。

6目改善センター管理費につきましては、施設修繕料というふうなことで八ツ手地区の手洗い、トイレのタイルの修繕というふうなことで計上してございますし、17節公有財産購入費で暖房機が壊れたというふうなことで八ツ手地区、和室の部分の暖房機を計上してございます。

続きまして、2項林業費でございます。7月11日からの大雨の関係での小規模治山工事の部分の計上でございます。常楽寺1件というふうなことで、11節、12節はそれにかかわります事務費の計上でございます。

続きまして、7款商工費でございます。11節需用費につきましては、消耗品、これは名入りの紙風船がてまり団地のPRとあわせて大分使用したというふうなこともありまして、新たにというふうなことで消耗品で追加してございます。あと心月輪の案内看板の施設修繕というふうなことでございます。続きまして、負担金の方で町船まつり協賛会負担金追加というふうなことで、これは町長の説明のとおりでございます。あと「良寛記念館と出雲崎」というふうなことで図書を増刷を計上してございますが、記念館の事業主体というふうなことで補助でございます。鯛のおけさ揚げ確立事業補助金、これにつきましても商工会事業というふうなことで補助でございます。

4目天領の里管理費につきましては、6月全員協議会でお示ししたとおり決算の部分で積み立ててございます。

石油記念公園の関係で、これは旧石油記念館解体工事に対しまして起債充当が可能になったというふうなことで、財源更正というふうなことで基金の繰り入れを減額しまして地方債の計上というふうなことでございます。

8款土木費につきましては、これはまず1目道路橋りょう総務費につきましては災害復旧費の方で6月30日からの災害で災害復旧費計上しておりますので、職員給料を組み替えというふうなことでございます。

3目道路新設改良費につきましては、電柱移転というふうなことで町長の説明のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費についてでございます。これは、町営住宅、川西、米田の電気温水器の更新というか、修繕というふうなことと、米田の壁の補修と、雨漏り補修というふうなことで計上さ

せてもらっています。

街なみ環境整備整備事業、これも事業執行が進んでの配分事業費内での組み替えというふうなことでございます。

住宅用地造成事業費、これにつきましては販売分についての増の繰入金、販売分についての増加というふうな部分で、繰入金を減額したというふうなことでございます。

9款消防費につきましては、施設費の中で簡易水道事業の繰出金でございますが、稲川での2カ所の消火栓が漏水、故障をいたしまして、その部分を緊急で修繕をさせていただいたというふうな部分で今回計上させていただきました。

4目防災対策費、これにつきましては移動系の無線局、ショルダー型の無線機でございますが、5年更新で定期検査終わっておりますが、その検査後機器の点検が必要というふうなことになりまして、検査料を今回出しました。

10款教育費に入りまして、182ページの方でございますが、3項中学校費、2目教育振興費、吹奏楽の関係の助成、これも提案理由のとおりでございます。あと修学旅行引率者の助成というふうなことで県配分の引率者の助成が今年少なくなったというふうなことで、町の方で助成というふうなことで計上してございます。

あと3目学校給食費、これは学校で使っております給食で使用した使用後の油でございますが、これを専門のタンクに貯蔵いたしまして業者が買い取るというふうなことで、リサイクルのためというふうなことで、既に小学校では行っておりますが、中学校でもしてみたいというふうなことでタンクの購入というふうなことでございます。

4項社会教育費、2目公民館費でございますが、これは臨時職員の追加につきましては町長の提案理由のとおりでございます。あと中央公民館の喫煙所の設置というふうなことで、これは建物は1間掛ける2間のものでございますが、渡り廊下の山側の方の屋外にというふうなことで予定してございます。

あと4目文化財保護費、施設修繕料でございますが、これは良寛堂の犬走りが大分朽ちてきたというふうなことで急遽修繕というふうなことで計上してございます。

あと5目北国街道妻入り会館建設費についてでございます。一般財源で見ていた部分が、過疎債が対象になるというふうなことで財源更正を上げてございます。

続いて、184ページ、5項保健体育費でございますが、1目保健体育総務費の講師謝礼追加でございますが、これは提案理由の中でございました健康増進の関係でウォーキングの指導者の講師謝金というふうなことで計上してございます。

あと2目体育施設費で、屋内ゲートボール場喫煙所設置工事というふうなことで、これにつきましても建物正面に入口でございますが、右がプール、左が屋内ゲートボール場、柔道場へととなっておりますが、正面の入口のところの前というふうなことで喫煙所を予定してございます。

続きまして、11款災害復旧費でございますが、1目道路橋りょう災害復旧費につきましては6月30

日からの大雨によるものというふうなことで、ご覧のとおりでございます。

2目河川災害復旧費につきましてもこのとおりでございます。

2項農林水産施設災害復旧費についてでございますが、これにつきましては7月11日からの大雨の部分というふうなことでございまして、町単独での災害復旧事業、また国庫補助事業での災害復旧事業というふうに計上してございます。

その他公共公用施設等災害復旧事業費で、これはつまり団地の調整池の上ののり面の復旧というふうなことで計上してございます。

続いて、歳入、168ページご覧いただきたいと思います。15款国庫支出金から16款県支出金までは歳出に連動した増減となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

170ページ、17款財産収入でございますが、土地売払収入追加というふうなことで、川西で生田恒憲さんに旧道路敷きを売買したというふうなことで、その部分を計上してございます。

18款寄附金は町長の説明のとおりでございます。

19款繰入金につきましては、今回歳入歳出を全体見た中で、当初予算では1億4,000万円財政調整基金繰り入れておりますが、今回1億円戻すというふうなことで繰り入れ減というふうなことでございます。今の時点で来年3月末の18年度末の財政調整基金の見込みといたしましては、1億円戻しまして10億6,200万円というふうな見込みであります。天領の里運営基金の繰入金につきましては、先ほど起債に振りかわった部分、繰入金を減額したというふうなことでございます。

20款繰越金につきましては、今ほど決算の方でもございましたが、今回7,991万6,000円追加させていただくというふうなことで、2,630万円程度繰越金としては残がでございます。

次に、22款町債でございますが、この歳入の方で連動いたしまして、歳出減額分、庁舎のアスベスト工事、その分で減額、また小規模治山工事の起債充当分というふうなこと、減税補てん債、臨時財政対策債、これは決定額によるもので計上してございます。石油記念館解体工事、これにつきましても先ほど歳出で連動したものでございます。北国街道妻入り会館建設事業債も同じでございます。あと、災害復旧事業費も同じでございます。

続いて、165ページご覧いただきたいと思います。第2表、地方債の補正でございます。追加についてでございます。これにつきましても先ほどの歳入、町債で説明したとおりというふうなことでございまして、新しく追加するものがこの5件でございます。追加では3,450万円というふうなことでございます。

あと下の段が変更というふうなことでございまして、変更では実質3件の先ほどの部分での変更というふうなことでございます。

続いて、187ページご覧いただきたいと思います。今ほどの歳入の起債関係、また第2表の地方債の補正というふうなことで、起債種類別、年度別、残高借入額、返済償還別とに分けたものがこの調書というふうなことでございまして、変更後のものを載せてございます。

続きまして、表紙161ページに戻っていただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、ボリューム的には少額となっておりますが、補正額といたしましてはそれで270万3,000円というふうな追加でございます。ただ、内容的にはボリューム的に多くなっております。金額的には少額でございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋速円君） 次に、町民課長、お願いします。

○町民課長（徳永孝一君） それでは、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、180ページの歳出から説明させていただきます。

1款総務費、1項1目賦課徴収費ですが、法改正等による支出の変更で国税賦課業務電算委託料25万2,000円の追加です。2款4項1目出産育児一時金ですが、当初4件分見ていましたが、3件分、120万円を追加させていただきたいということです。

次のページ、5款共同事業拠出金、1項1目共同事業医療費拠出金ですが、説明欄の高額医療費共同事業拠出金308万5,000円は追加計上ですが、その下の保険財政共同安定化事業拠出金2,506万4,000円は法改正による新たなものです。

6款保健事業費、1項2目疾病予防費で医療機関を適正受診するための保健指導保健師の賃金10万円を新たに計上させていただきました。

次に、歳入ですが、178ページをご覧くださいと思います。歳出に見合う形で4款の国庫支出金、1項2目高額医療費共同事業負担金77万1,000円の追加です。

その下の6款県支出金、2項1目高額医療費共同事業負担金は国と同額の4分の1負担で77万1,000円の追加です。

7款共同事業交付金は国保連合会からですが、1項1目の高額医療費共同事業交付金については2分の1負担で154万3,000円の追加で、その下の保険財政共同安定化事業交付金2,506万4,000円は10月から1件30万円以上の高額医療費について交付されるもので、先ほど歳出で説明したとおり新たに計上ということです。

次のページ、9款の繰入金は出産育児一時金3件分ですし、10款では前年度の繰越金を追加して計上させていただきました。

次に、老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、186ページですが、これは法改正等による電算システムの変更ということで、先ほど町長の提案理由の説明のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（高橋速円君） 次は、保健福祉課長、お願いします。

○保健福祉課長（佐藤信男君） それでは、平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、191ページ、歳出からご説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の委託料でございますけれども、これにつきましては介護保険法の一部改正によりまして、遺族年金及び障害年金を受けている方について、保険料の徴収方法が普通徴収から特別徴収に変更される、いわゆる年金からの天引きとなることに対応するためのものがございます。並びに、税制改正に伴う保険料の激変緩和措置に対応するためのシステム改修経費ということで、ご覧のとおり追加をお願いをしたいというものでございます。

次に、4 款の基金積立金でございますが、これにつきましては前年度繰越金の確定に伴いまして、介護給付費準備基金積立金にご覧のとおり追加をさせていただきたいというものでございます。

次に、192 ページ、5 款 1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費の委託料 24 万 8,000 円でございますが、これにつきましては通所型介護予防事業、いわゆる虚弱高齢者のパワーリハビリ事業対象者につきまして運動習慣を定着させ、介護を必要としない状態を継続していく、ひいては給付費の抑制等につながるという観点から、事後指導会を実施するため、委託料の追加をお願いしたいというものでございます。

次に、歳入でございますが、190 ページをご覧くださいと思います。3 款の国庫支出金でございますが、これにつきましてはシステム改修に係る国庫補助分ということで、補助対象 2 分の 1 の額、47 万 6,000 円の追加でございます。

次に、7 款の繰入金でございますが、システム改修に係る事務費繰り入れ分ということで、ご覧のとおり追加をお願いしたいというものでございます。

次に、8 款の繰越金につきましては、前年度繰越金ということで、介護給付費準備基金の積み立て財源、システム改修委託料及び通所型介護予防事業委託料の追加財源ということで 1,475 万円を追加させていただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋速円君） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） それでは、議案第 78 号 平成 18 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明させていただきます。

歳出、197 ページをご覧ください。2 款水道管理費の 15 節水道施設修繕工事の追加でございますけれども、稲川地内で 2 カ所の消火栓の取り替え修繕が必要になりましたものと、それから上中条の井戸ポンプが故障いたしまして、そのポンプを交換したいというものでございます。

次のページ、3 款水道施設費の 15 節でございますけれども、県道出雲崎柿木小島谷線、上中条地内の中条川にかかる中条橋が地震の影響を受けまして県の方で取り替え工事を実施することになりました。10 月ころから発注をして、3 月末までに工事が終了する予定でございますけれども、これに伴いまして水道管の移設補償工事が必要になりましたので、計上させていただきました。

歳入につきましては、196 ページに記載のとおりで、先ほど町長がご説明申し上げたとおりでございます。

次に、議案第79号でございますけれども、これの補足説明をさせていただきます。歳出、203ページをご覧ください。1款3目の8節報償費でございますけれども、第1回の分譲申し込みを行いましたところ、全く申し込みがなかった道路と段差のある九つの区画がございますけれども、これの販売を促進するために、あのような地形の場合どういう形で家を建てたらいいものか、そういった部分の住宅外観のイメージ図のようなものを設計会社さんなど8社から10社くらいの方々に依頼をさせていただき費用を計上させていただきました。また、第1回の申し込みを分析した結果、最も有効的なPR方法として、やはり新聞の広告あるいは新聞のチラシというようなものが申し込みに大きくつながっておりという状況が確認できましたので、今回のPR費用につきましても11節にパンフレットやチラシの印刷費、それから12節に新聞広告料をそれぞれ追加計上させていただきたいということでお願いをいたしております。

歳入につきましては、町長が先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第79号まで、議案6件について、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号から議案第79号まで、議案6件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時21分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

○議長（高橋速円君） これから諸般の報告をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました

ので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に田中元議員、副委員長に南波榮一議員が互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

議案第74号から議案第79号まで、議案6件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は予算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

散会の宣告

○議長（高橋速円君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午前11時23分）

第 2 号

(9 月 2 0 日)

平成18年第5回(9月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年9月20日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（高橋速円君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

○議長（高橋速円君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおり行いますので、ご協力願います。

一般質問

○議長（高橋速円君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

中川正弘君

○議長（高橋速円君） 最初に、3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） それでは、一般質問させていただきます。

通告書に従って、順次お話を進めたいと思いますが、妻入りの街並の今後ということで町長に質問させていただきます。妻入りの街並のこれからをどうするのかということが質問のテーマですが、妻入りの街並をどうするかということよりも、それは手段であるということをもまず念頭に置きながら、目的は何なのかということこれから町長といろいろ議論していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

海岸地区の歴史的財産である妻入りの街並と地区の活性化ということについて質問させていただきます。妻入りの街並の保存、社会への発信、町民への歴史的価値の周知などに、景観促進協議会などが中心になり、推し進められてこられました。今までの努力、熱意に対し、心より尊敬と敬意をあらわしたいと思っています。

私見ではありますが、活動が始まって10年がたつものと思いますが、いま一つ確固たる街並が固定されていない感があります。ここで言う街並というのは、私の考えている街並というのは、いろいろな長さとか、問い1でこれから問いますが、長さなのか、あるいはどういう様式を街並といいのか、あるいは保存なのか再生なのか、街並に興味がある人あるいはそれを利用した人たちを使って、海岸地区をどう活性化しようとするのかとかいう、いろいろその街並を使ったこれからの今後がはっきりしていないという、固定されていないという意味でございます。

そこで、町長に質問いたします。まず、1番目に、町長は12月に完成予定の北国街道妻入り会館を含めた一体的な街並再生を考えているとのことですが、3.6キロ、街並すべての保存、再生なのか。一部、典型的な地域をとらえての話なのか、できたら具体的なプランを提示していただきたいと思

ます。

2番目に、私は人がその町に住んでこそその街並だと思います。町は残ったが人はいないという状況になることを懸念いたしますが、急激に空き地、空き家が増加している中で、これを押しとどめる努力も必要かと思いますが、土地、家屋は個人所有で、なかなか公が手を出すことはできません。定住人口をふやすということが何よりの最終目的、課題だと私は考えておりますが、何か起死回生策がおりますでしょうか、お伺いいたします。

次に、妻入りの街並に興味、関心を持ち活動する人たちは、町民全体から見ればほんの一握りの人たちで、この10年間、余りすそ野が広がったようには思えません。町長はどう考え、行政としてこれからの街並のことを考えていくときに、どのようにリードしていくお考えなのか。これからのかわり方をお聞きいたします。

以上、3点お願いいたします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 中川議員さんのご質問にお答えをしたいと思うわけですが、まず北国街道妻入り会館につきましても、今着々と建設中でございますので、工事も順調に進み、完成後におきましては、申し上げておりますように広く観光客の皆様方に施設公開もいたし、あるいはまた東京芸大の皆さんからお越しをいただいて、スケッチ画をかいていただいておりますが、この辺も貴重な資料でございますので、この辺のギャラリーあるいは町内会の皆さんから大いに活用していただく、あるいはまた福祉関係につきましても、広くまた開放したいと思っておりますし、また一たん緩急あった災害時におきましても、それらを避難所等々、多岐にわたって活用してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

第1点目でございますが、全国的に3.6キロメートルのれんたんをする妻入りの街並でございますが、これはもう私が申し上げるまでもなく、全国的には大変貴重な珍しい存在価値でございます。そのようなことでございますので、できるならばれんたんをするこの3.6キロ、この辺の景観を持続けると、保つということは大切なことであり、そうしたいと思うわけですが、しかし基本的には私は常に申し上げておりますが、やはり典型的な一部を重点的に、これこそ古来の妻入りであるというものを皆さんから見ていただくということも必要かなというふうに考えておるわけでございます。

これらの中で、町もご承知のように妻入りの街並景観保全要綱も策定をいたしておりますし、また協力基準等々につきましても、町民と行政が一体となって、そしてまた街並景観の保全及びまた創造等々、地域の活性化を目指してきたところでございます。

今ご承知のように、町におきましても国庫補助金をいただきまして、海岸地区の街並環境整備事業、これを進めておるわけですが、この事業につきましても、個人住宅に対しても、外壁等、あるいはまた玄関、へいなどを街並景観に合わせて改修する場合には、費用の一部も助成をするメニューもあるわけでございます。これを実際に町も助成要綱等も作成をして、事業規模について県、国とも協議

を進めてまいり、できるだけ早い時期にこういうものが実施に入られるように、今後とも作業を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

2点目の質問でございますが、今妻入りの街並景観推進協議会の皆さんも平成9年と平成17年ですが、この2回にわたりまして、旧北国街道に面した街並の調査もされております。今ほど申し上げましたが、所有者の方々への助成あるいはまた保存の手助けを図るとともに、前回、先回の8月の皆様方の全員協議会の中でお話をし、担当課長が説明をいたしましたように、町もこの町内の空き家、空き地の所有の有効利用と、空き地の有効利用ということで、妻入りの街並保存のための空き家・空き地情報バンクというホームページも開設をいたしまして、広く所有者の方々の登録を募集をし、掘り起こしを行いながら、またそれを全国に発信をし、希望される方々にまたこの町においでをいただけるような、相互の連携をしっかりと構築していきたいということで今努力をいたしているわけでございます。いずれにいたしましても、今お話にもございましたように、所有者の皆さんのご理解と情報、物件提供が不可欠な問題でございますので、まず動き始めることと、また情報バンクを含めて空き地、この事業を一つ一つ、一気呵成と申しませんが、一步一步進めてまいり必要があるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

第3点目の質問でございますが、妻入りの街並に興味を持ち、あるいは関心、そしてまたご協力いただいている、先ほど今申し上げました出雲崎妻入りの街並景観促進協議会の皆さん、当初30人程度でも発足しておるわけでございますが、現在33人ですね。ほとんど横ばいの状態で推移をしていると。

先般、28号のかわら版妻入りですか、28号が出ておりますが、その中にもございますように、A、B、Cの3グループに分かれまして、空き家・空き地情報連絡調査あるいはまたおもしろ看板設置、歴史の道ウォークというソフト事業を中心に、観光客の交流や商店の活性化というものにも活動をいただいております。感謝しておるわけでございます。このようなことから、今後ソフト事業に当たりまして、皆さんとともに積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますし、またさらに会員の増大を図りながら、機運の盛り上がりを図り、町も一体となってこの問題に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、また皆様方からのご理解、またご支援を賜りたいと、お願いを申し上げる次第であります。

○議長（高橋速円君） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） ご答弁ありがとうございました。

町長が今言われるように、3.6キロれんたんしているということが全国的にも珍しいわけではございますが、では3.6キロすべての整備をやっていくとなると、大変な人力と大変な資金が必要かと思えます。大内宿あるいは小野宿、いろいろな宿場町を見るときに、人間が歩ける距離というはもうある程度たかがしれております。3.6キロ歩けと言ったって、観光客は歩けるはずもございません。でしたら、どこかにポイントを絞って、早目にポイントを絞って、そこに資金と知恵といろいろな情報を投入することが、かえってその出雲崎町の妻入りを地域社会あるいは公に一つレベルアップすることにつながる

のではないかなというふうに私は考えますが、町長はかねがね3.6キロすべてでなくて、地域を絞った中でやりたいのだという希望を持っておられることはわかりますが、それが果たして今現在実現されているかという、やはり公ですので、3.6キロの街並全部の景観舗装あるいは舗装をやってしまうということになるわけですが、ここだけやれば両方からクレームが来るということで、全部やっているわけですが、早目に地域を、ここだけやるのだ、ここからここまでやるのだというふうに決めれば、おのずとそれで両わきも納得するわけですよ。それを全部が妻入りだから、全部がやるのだということになれば、尼瀬の端から井鼻の端までカラー舗装するわけですよ。果たしてこれが必要でしょうか。私はそう考えるのですよ。

だから、もっと早く町がきちんと地域を決めて、そしてその中にきちんとした資本を投入すべきだと思いますが、その辺町長どのお考えになるか、1点もう一度お聞かせ願いたいと思いますが、2点目ですが、今回交流会館ができますけれども、最初議会に出てきたときに、あの話がたん取りやめになったように、車で来られた方の駐車場がどうしても後ろにしかとれないということで、それもまた急なところを、何とかスロープを緩くして上げられるようになりましてけれども、3台、4台の車しか来れません。観光客が観光バス1台で来るような施設でもございません。私はそれはそれで結構だと思うのです。あれはそれでそれなりの芸大生の絵を飾ったり、あるいは地域コミュニケーションの場として使うということで、それはそれで結構だと思うのですが、前々から言われるように、天領の里に観光バスが何台も来れるスペースがあるわけですから、それを利用した一体的な観光客が歩ける、町の中に入っていけるようなものを考えていかないと、天領の里は天領の里、妻入りの街並は妻入りの街並ということで、二つ、一緒にリンクしないのではないかなというふうに私は考えますけれども、今回さっきの質問、要するに地域を決めるということと関連してきますけれども、その辺を早目にひとつしっかりやっしまわなければならないというふうに思います。

それも重ねてお願いいたしますが、それからもう一つだけお聞きしたいのは、今回できます空き地・空き家情報バンク、大変いいことだと私は大賛成いたします。ただし、今回これだけ個人情報の問題がうるさくなくなる中で、だれが空き地を求めているのか、空き家を求めているのか。だれが提供する意思があるのか、それをどのような形で公開していくのかということは大変難しい問題があるなというふうにやる前から思うのですが、人物が特定できるようなものではちょっとは危険なような気がいたしますし、かといって人物、地域が特定できないのであれば、求める人も求めづらいたらうと思いますし、その辺の兼ね合わせといいますが、どういうふうなシステムをつくっていくのか、難しいのかなというふうにも思っていますが、私はその中で提案するのですが、出雲崎の海岸地区であれば、地区を幾つかに分けて、尼瀬地区あるいは真ん中、上、下、四つぐらいに分けて、この中でこういう情報がありますよというぐらいにしておかないと、特定できる地番まで載せてしまうとどうなのかなというふうに思います。町長はその辺、どのように考えてこのバンクを立ち上げようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 3点のご質問でございますので、逐次お答えをします。

最初は、3.6キロれんたんをする街並の中では、なかなか散策をする人も長過ぎると。ポイントを絞るべきではないかということが第1点。それについて、今町が進めておりますところの国交省の景観保全事業のメニューをもう絞り込んで、ポイントを定めてやるべきではないかというご質問でございますが、まず国交省の5億円の補助金をいただいて進めておりますところの景観整備、これにつきましては、メニューがございまして、前にもちょっと申し上げたわけでございますが、この防災関係の消防施設とかあるいは町の道路の景観整備、あわせて側溝等々あるいはまたそれに対するいろんな災害対応の事業等々に対する総事業費5億円というものに対する補助ということでございますので、いわゆるその街並を、景観を維持するために先ほどもちょっと申し上げたわけでございますが、玄関とか、あるいは妻入りの、その辺の表通りの景観整備というものについては、メニューにも入っているのですが、なかなかこれについてはもう少し検討を要する必要があるということで、今考えております。

でございますので、今のところ、今補助事業で進めておりますところの道路の舗装景観等につきましては、全体の中で、しかもいわゆる先ほどちょっとお話が出ておりますが、妻入りの街並にふさわしいようなところを、ポイントポイントをまず絞り込みながら、景観構想もしていくということでございますので、将来的には先ほども申し上げましたように、先般来から申し上げておりますように、やはりポイントを絞って私は進めていくべきであると。それをしたら、その箇所をどこで絞るのかということになってまいりますと、いろいろ問題点もございます。しかし、これにつきましては、景観推進協議会の皆さんもございまして、また町内の皆さんとも連携を図り、ご意向もお受けしながら、一応方向としてはそういうふうに絞り込みをすべきだと、私は考えております。

第2点の天領の里と妻入りの街並をどうリンクさせるかということでございますが、天領も大変お客さんも入っていただいておりますし、きょうも決裁をいたしたわけでございますが、8月等のレストランとかあるいは物産、相当の収益を上げておるといことは非常によいこととあります。これは、残念ながらいわゆる個人的においでをいただく方々よりも、団体の皆さんが主軸をなしておると。ご承知のように、私たちがいろいろのところに視察参りまして、皆さんもまた10月にもおいでになるわけでございますが、限られた時間の中に、出雲崎町だけの天領なり、そういうところにおいでになるのではなくて、1日のうちに15分か20分、長くて30分程度、その辺の時間を徹底して、いわゆるメニューが組まれておるわけでございます。そういう時間の中に、天領も見させていただいたり、また妻入りを散策することがなかなか難しいのではないかと感じております。ただし、この出雲崎というものに対する、あるいは妻入りに対する関心をお持ちの方々からは、やはり十分時間をとっていただいて、その辺の歴史、文化的な遺産等々も散策をしていただいて、足で、また目で確かめてもらうということが大事ではないかということでございますので、団体客に対するこのリンクはなかなか難しいと。個人客、観光客を掘り起こして、一人でも多くおいでいただくことによってそのことが可能になるのではないかという

ふうに考えています。

第3点目でございますが、まさに私どもこの新聞記事にも載ったわけでございますが、具体的にはこの空き地・空き家バンクを設立すると。これは基本ですが、具体的には今中川議員がおっしゃったとおりのことを考えております。これは、お金もかかります。かかりますが、やはりやる以上は徹底してやるべきだと私は思っています。今、中川議員がおっしゃったように、それぞれの地域の最も内容を知っている方々からお願いをして、その辺今の空き家になっているところ、空き地になっているところの所有者はだれになるのか。そして、その方々に対して具体的に、今おっしゃったような個人情報の問題等は大変厳しくなっておりますので、その辺のいわゆるネック、障害を取り除けるかどうか。その辺は一番やっぱりその地域の人を知っているのですよ。我々はオールマイティーにそういうことはとらえておりますが、個々の問題はなかなかわからない。今おっしゃるとおりなのですよね。もうそういう方向で私は進めるべきだと思っておりますし、そうしていきたいと思えます。

ぜひひとつまた、その点のことに関しましてはご協力をいただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋速円君） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘君） 最後になりましたけれども、ぜひそういう情報バンク設立の折には我々議員も積極的にご協力申し上げようと思っておりますが、最後になりますので、もう少し話が膨らんでしましますが、出雲崎町には今光が当たっている、あるいは追い風が吹いているというふうに私は思っております。いろいろな天領の里のにぎわいあるいははまり団地の活況、いろいろなものを考えたときに、出雲崎の町は単独でありながら光が当たっているというふうに思っておりますが、光と影ということ言えば、唯一影の部分が海岸地区でございます。

全国と地方との較差と言われますが、出雲崎町の中での較差が今広がりがつあります。海岸地区でこれからどうなっていくのだろうかというふうなことを考えるときに、この妻入りの街並というものを一つの切り口として活性化していかなければならないのではないかなというふうに私は思っております。今のまま、このまま5年、10年時をたちますと、ふたり暮らしのお年寄りが1人亡くなると、もう子供さんのところに引き揚げていってしまう。また空き家がふえる。空き家がふえても、その子供さんが東京から夏だけ帰ってくるために空き家として残しておく。そして、だれも戸をあけないから朽ち果てる。そして、空き地になる。街並は残るけれども、人がだれもいなくなる。そういう状況の今序章に海岸は立っているのです。早目に手を打たないと、いろいろな大内宿、小野宿、あるいは妻籠、馬籠、行ってみますが、みんな生活しております。生活しない街並だけを残すことになりかねません。私の尊敬する偉大な小林町長でございますので、これからの町をどうするのか考えておられると思いますが、町全体を考えることも、これは大事なことです。ただ、一番下の、一番おくれているところのレベルアップをしなければ、町全体のレベルアップも図れないというふうに私は考えます。

そういう意味で、今回いろいろ申し上げましたが、今私が一番、例えば私3日の日は床屋行っただけです。それで、おまえのところの子供はどうしたと言ったら、今もう継がせられないと。町に、海岸

にこれだけ人口が減ってきたら、床屋なんか1日4人刈ればいいではないか、かみさんと2人で8人だよと。その8人が見込めないと。だったら、おれたちの代でこれは終わるよりしょうがない。そう言われて指を折ってみたのです。自分が若いときに、子供のときに床屋が何軒海岸であったのかなと。今床屋が何軒あるのかなと。これは大変なことになっているなと思ったのです。海岸地区はそういう状況です。町長もそれはもう、当然私が町長にこんなことを申し上げるのは釈迦に説法でしょうけれども、町長、今危機的な状況になっていますよ。ですから、妻入りの街並を切り口にしてもよろしいと、私はそう思って今これを発言させてもらっています。まだ住宅団地という切り口もあります。宅地造成という切り口もあります。そういう切り口を持ってこれから海岸をぜひよろしくしていただきたいと思っておりますので、最後私はこれで発言を終わりますが、町長の力強いお言葉をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 期待と、また将来に対する不安というものが交錯した中における新たな意気込みや町づくりをどうするかということでございますが、基本的な、最も私は大事なことは、自らがそこに住んでいる人たち、その人たちはその町に、その地域に関心を持ち続ける以上は、その地域は守られて発展していくと、私は考えています。それだけに、やっぱり私はいろいろの考え方、提言も、あるいはまた批判、いろいろのご意見があると思うのですが、やはり基本的には住民一人一人が主体性を持ちながら、そこに住む町の文化遺産、例えば良寛さん、あるいは石油、あるいは天領、あるいは夕日、その辺の自分たちの地域の誇り得る遺産、そういうものをしっかりと自分たちなりに宝として、財産として、そしてそれに磨きをかけていこうという気持ちがある以上、私はやっぱり人口は減ってまいるとも思いますし、その辺も受けとめていかなければならない。しかし、やっぱりそこに住む人たちが、やっぱり自分たちの地域そのものに誇りと自信を持って努力をし、磨きをかけながら、他に誇り得るこの出雲崎町だと、海岸地区だと言われるような気概を持って、ひとつお互いに取り組んでいかなければならないのではないだろうか。それがなければ、私はやっぱりすべてのものやっても絵にかいた餅に終わる可能性がある。そこへ住む一人一人の皆さんの気持ち、その辺を効用しながら、協働の力で頑張っていくということが、私は一番大事なことではないかというふうに考えています。

そういうときにまた皆さんの叱声と、またご指導、ご協力もいただきたいというふうに思っているわけでございますが、よろしくひとつお願いいたします。

南 波 榮 一 君

○議長（高橋速円君） 次に、7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 私は、このたびの質問では、たまたま議会だよりを担当してまいった関係もありますけれども、その裏表紙の中に、町民の声として毎回投稿いただいておりますので、その中から一つ取り上げるわけですが、これも既に52号が発行されておまして、毎回同じ、ほとんど若干

中身が共通するのがあったにしても、視点、考え方、いわゆるおのおの違っておりますし、出雲崎町を思う心が満ちあふれた投稿であると思います。そこで、私が今質問申し上げる、あるいは意見を含めて申し上げるのは、第50号に投稿いただいた「活気あふれる町づくり」という題になっておりますけれども、これを取り上げて、これが本当に政策に反映できないかという立場で述べてみたいと思います。

そこで、一番皆さん、十分中身は見てご存じの方が多いと思いますけれども、審議が深まるというか、中身が深まる意味におきまして、提言の一部になりますけれども、そのままちょっと述べます。「すばらしい自然、海や山の幸、古くからの歴史、文化は町の誇りであります。暮らすには少々魅力に欠けている。住み心地はよいが、利便性に欠けている。一番栄えるはずの駅前商店街が活気が感じられない。若い人が買い物したり、食事が楽しめる店が少なく、若者の定着の妨げになっていると思います」というのが書いてあって、いろいろまだまだ続くのですけれども、ここら辺がポイントだと思いますので申し上げますけれども、私もそのように感じている一人ではあります。

そこで、ちょっと過去に質問があったかどうかをひもといってみましたら、平成16年の6月の定例会で、安達昇治議員が、町の活性化を図るために、駅周辺の開発について質問しております。その中で、町長の答弁は、「駅前周辺は本町の玄関口であるので、整備を進めることが町のイメージとなり、将来に貢献できると思っています」と述べられております。

そこで、私も今駅前周辺というのはどんな位置づけにあるのかという、どんな考えがよいのだろうかということ、ちょっと考えてみましたけれども、駅そのものはかつてのようになぎわい、活動を支える拠点になっているとは言いがたいですけれども、それでもこれは少ないですけれども、通勤、それから通学、それからお年寄りが、吉田、分水方面の病院に行くとかその他、いろいろ列車を使っています。昔のにぎわいはないけれども、結構あるわけで、それなりの需要があるし、それに十分答えていると思います。それから、バスに目を向けても、海岸から駅、さらに長岡市へと大事な役割を担っております。駅周辺は町長もおっしゃっているように、玄関口だと私も承知しておりますし、位置的にも、社会的にもやはり重要な位置、かなめであると考えた方がよいのではないかと、かように思います。

そんなことで、今申し上げたように、これは一口に言って簡単にできるものではありませんし、商店をにぎやかにすると言っても、これは個人のものでありますし、なかなかそんなに簡単にならないと思いますけれども、ただやはり何らかの形で、駅前ににぎやかさというか、にぎわいをイメージしたり、やっぱり将来こうなればよいかなという、何か描いたものでもない、なかなかそのような気持ちになってくれないと思いますし、先ほど中川議員の質問の中にもありますように、やはり何らかの苦しさがあって、どんな苦しさがあっても、それに取り組んでいかないと道は開けない。それから、文化遺産その他、歴史的なものは町はいっぱい持っていますけれども、これもそのままでもいいものもあるし、あるいはここで手を加える、磨きをかけてこそ光ってくるものもあると思います。そんな意味で、やはり重要なものがたくさんあるわけありますので、これあえて申し上げますけれども、関係の皆さん等々と協議を重ねながら、振興策について前向きにお考えいただけないかどうか、まず町長の所見を伺

います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 南波議員さんのご質問にお答えをしたいと思うわけですが、申し上げるまでもなく、今のこの小売業等々につきましては、大型の小売チェーン店でさえも四苦八苦をしながら、撤退を余儀なくされたり、あるいは商売を縮小しなければならないというような現況でございますので、当出雲崎町における商店街も、中川議員さんとまたそのほかに議員の皆さんもおられるわけですが、ご努力いただきながらも大変苦戦を強いられておるということが、これはもう事実でございます。

これは単に出雲崎町だけではなくて、大都市におきましてもシャッター通りと言われるような厳しい状況が生まれているわけでございます。これに対する根本的な特效薬というものは、あるかないか。この辺はまた後ほど、もし質問あればお答えもしていきたいと思うわけですが、非常に厳しい状況でございます。状況ではございますが、やはり申し上げておりますように、また今ご指摘をいただいておりますように、この当駅前、これは交通のかなめでもあり、それだけにやっぱりにぎわいを呈することが基本的には今後とも町の将来にもつながるといってございまして、当町といたしましても、その商店街の皆様方とも、私は個人的にまたいろいろお話もさせていただいておりますが、行政としては今までもプレミアム商品券なり、あるいはまたいろいろの街灯等々の問題、あるいは防災関係いろいろの面でも重点的に整備を、あるいはまたお力添えをいたしておるわけでございます。

最近になりまして、旧Aコープ店も閉店をしておったのですが、今火曜、金曜ですか、地元農産物の即売所というものも開かれておるわけでございますし、またその辺の活用も、行政もひとつJAとも相図りながらやるべきではないかというようなお話もございまして、その辺もまた今後の政策課題として進めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

大変厳しいことはわかっているわけでございますし、この辺につきましても、また商工会の皆さんともいろいろのご意見、あるいはまたご希望等もお聞かせをいただいて、やはり行政としてもそれなりにひとつまた努力してまいりたいというふうに思っているわけでございますが、やはり先ほどちょっとお話も申し上げておるわけですが、すべて他力本願ということではならないわけでございますので、やはりそれぞれの商店の皆さんも、それぞれの個性、特色を相出しながら、チャレンジ精神を持ってやはり自分の商売は自分で守り、地域の皆さんに愛される商店であるということの、それなりのやっぱり計画性と期待性を持って進んでいただかないと、すべて行政任せではもうできる今時代ではございません。

そういうことでございますので、基本的には南波議員さんのおっしゃるとおりでございますので、またその辺のことにつきましても、十分ひとつまた商工会あるいは商店街の皆さんとの話し合いの中でも、また町なりの希望的な一つのご意見あるいはまた考え方も示しながら、今後また積極的に進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、そのようにまたご理解をいただき、またいろ

いろいろ所見があったらお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 大変ありがとうございました。

難しいことは承知しておりますし、いかんせん商店その他は個人のものでありますので、行政が直接手をかけることは無理なことは承知しております。

そこで、せっかく議会だよりの裏の町民の声という話の中で申し上げておりますので、いろいろ拾ってみますと、先ほどまた中川議員の質問をおかりして申しわけないのだけれども、この中でもせっかく町づくりをやる中で、天領がああいう形でできているのに、ただおっしゃったようにトイレ休憩だけで寄ることが非常に多いと、そんな指摘があって、せっかく海を売り物にしているわけだし、あの場所的にも非常に夕日とかその他でいいものだから、あそこに私どもいつかかかってお湯が出ればな、お湯を出せばなという話したことありますけれども、そんな意味で、温泉でもつくって一緒にやれば、もっともつとにぎわうのではないかという提言もあります。

それから、年寄りが多くて、いわゆるこれからだんだんさらに大変だと言っているけれども、海岸だって今海の幸も結構とれてきて、いいものはいいなりにいいのだけれども、例えばとり過ぎて、商品としてすぐ売れないようなものを加工したり何かして売れるように、そういう中に今お年寄りの皆さんが従事できるような場所とか、いわゆる駅前の方にしても、今言っているように農産物、農家がつくったものを直接朝とったものを売るというのが始まっていますけれども、そのようなものにかかわるようなことができるのであれば、お年寄りも生き生きと生きられるというような提言がございます。なるほど私はいいことだと思っております。

それから、子育ての問題で、非常に心配されている意見が多いのですよね。その中でも、いわゆる家族、あるいは町民の健康を考えながら、子供たちと一緒に過ごされる時間を少しでも多くとるために……これは提言ですよ、これを出している人の。全町でウォーキングタイムを一齐に参加できるようなウォーキングタイムをつくって、子供たちと一緒に歩きながら、いわゆるコミュニケーションを図ったり、いろんな皆さんとのつき合いができるようなものも制度的につくられないかという提言がございました。

それで、たまたま私がちょっと福祉の新聞で、国保新聞が出している新聞の中でも、青森県の鶴田町という町が、人口1万5,000人ぐらいの町だそうですけれども、ここでも町民が総参加で健康づくりを展開しているといった中で、ここは珍しく16年の3月に議会で条例可決しているのです。朝御飯条例を可決しているのです。これは何だか言えば、もちろん健康づくりが中心でありますけれども、この朝御飯を今はなかなか食べない子供たちも多い、大人でも食べない人が多いと。そういう中で、朝御飯を食べる条例をつくって、意識改革をしながら、地元でとれる野菜なり、海でとれる魚なりを毎朝でも、毎日でも、そういうものが調理に使われて出てくれば、地域のそういうものの振興にもつながるのではないかというような意見が出ておりますし、あわせてそのことが健康につながっていくと。非常にいい

のではないかという意見がありました。

それらをあわせてみると、まだまだ拾い上げてみると、非常に参考になる意見がたくさんありますので、私今申し上げてみましたけれども、いずれにしましてもここでだめだから手を引く、こまねくということになってしまうと、18日の新聞にちょっと、町長のことだからよく見てられると思いますけれども、「前略次期首相」ということで提言があります。いわゆるこの中で安塚町、かつて雪で売った安塚町が、いかにみすぼらしくなったかということがもうありありと書いてあります。合併後、人も金も流出して、しぼんだ地域になってしまうと。これは先ほどの質問にあったように、このままではいずれ我が町も合併の方向がいろいろと論議されてくるかもしれませんけれども、しっかりとした町づくりを今のうちにやる、今できないまでも一つの基礎づくりをしておかないと、あるいはプランをつくっていないと、乗りおかれてしまって、この安塚町のこういう皆さん、特に商売している人は全く嘆いていて、食堂なんか成り立たぬからもう早くやめた方がいいと、そんなような嘆きが出ています。そうなることはやっぱり火を見るより明らかだと思うのですよ。幸いには我が町は単独の道を今歩んでいるので、ここでそれをしっかりと、そうならないような礎をつくっておけば、合併しても生き延びることが、地域が生き生きと生きられる可能性があるのではないのでしょうか。そんなことを私が今ちょっと思いました。

そんなことで、今町民の声を中心にして質問いたしましたけれども、最後に申し上げますけれども、やはりただ口先だけではなくて、このにぎわいとか、活気あふれるまちづくり、町を訪れる人たちが驚くような駅前づくりというか、これは駅前だけを申し上げていません。いわゆる道の駅の天領を含めた、そういうものを本当に今町長も言っているように人任せではなくて、おれらがやると。おれらがやらぬでどうするという気持ちをここで喚起して、何が何でもそんな気持ちをどんどんと行政から大々的に発信してほしい。

強くお願いをして私の質問を終わります。

○議長（高橋速円君） 答弁いいですか。

要望ですか。

○7番（南波榮一君） ちょっと町長から何かコメントがあれば一番ありがたいけれども、要望でも。

○議長（高橋速円君） 町長、意のあるところを。

○町長（小林則幸君） せっかくまた貴重なご提言でございますので、お聞きをしながらお答えをしてみたいと思うわけでございますが、まず今天領周辺にもう少しいわゆる滞在型の観光地、施設をつくれということでございますが、それには温泉がいいのではないかとということでございます。これは、非常に地理的な問題もございまして、この後小林議員さんのサッカー場の問題もございまして、その辺も含めて申し上げているのですが、やっぱり投資対効果、最近温泉が各地にできておりますので、その辺が大変ににぎわいを呈したところもだんだん衰退をしていくということもございまして。そういうことでございますので、餅は餅屋で、持ち分をしっかりと定めながら進めてまいるといことからいたしましても、特に海岸地区は石油、ガスの出やすいところでございますので、温泉はどうかというような気も

いたしております。

その辺も十分また皆さんのご意見もお聞きしたいと思うわけでございますし、次に商店街の問題、今南波議員さんがおっしゃっているのですよね。私もそのとおりだと思うのですよ。そういう中にどういう生き残りをかけるか。いわゆる高齢化は進んでいく。高齢化が進む中に、やっぱりお年寄りの皆さんは買い物をしたくとも近くに商店がないというふうになれば本当に寂しく、ますます将来的な不安を感じるわけですから、やっぱり地元の商店はそういう高齢化の皆様方にきめ細やかな対応をして、あの商店があれば私が何注文しても持ってきてくれると。非常に助かるのだというようなこだわりを私は持ってほしい。そして、いわゆる商店街もどこへ行っても売れるというものではなくて、今南波議員さんがおっしゃったように、小さくともその商店なりのこだわり商品、キラリと光る、これであの商店はこれがおいしいのだと。これはあそこ行けば求められるのだというような、やっぱり少量の商品でもその店なりきではなければならない、そういうものをやっぱり作りだしていく。町民の皆さんからご理解いただくという努力も必要ではないかなというように思っております。

朝御飯条例とか、いろいろの問題、今提起、提言をされております。全く基本的なこと、大切なことだと思いますが、これは私はこの次の田辺議員の教育問題の中でもお答えをしたい。やはり基本はいろいろ条例も大切です、何事も決め事も大事ですが、やはり基本的にはその地域社会の構成をする、その基本原点である家庭、その中における今おっしゃる、朝御飯なんかこれはもう大切な問題なのです。そういうものを町がどうするのではなくて、家庭の中でしっかりと、お互いにそのものに取り組みをするということによっておのずとすそ野が広がるということでございますので、その辺も繰り返しちょっと皆さんとよくひとつまた協議をしながら、私はやっぱりそういうものを、条例もさることながら、そういうウォーキングの問題もそうですね。これは何かやるようになってきているのだよな。そういうそれぞれまたひとつ、ぜひこれはいいことだと思いますので、進めてまいりたいと。

いずれにいたしましても、私は今南波議員さんのおっしゃったように、非常に合併問題についても、今またいろいろな問題も出てまいっておるわけでございますが、出雲崎町も今のところしっかりと、すべての面に町民の皆さんからご理解をいただいておりますが、また一つの時代の変化もまいりますので、そういう合併というものも視野に入れる時期もまいるかと思っております。それまでの間に、今おっしゃるようにできることはしっかりとやっていかないと、もう合併したらできませんよね。それだけは、私たちは今南波議員さんのおっしゃったように、今のうちにやるべきこと、大きくならぬだって基本的な出雲崎町の合併してもどんな状況が変わっても、そのものを長くですね、この地域に根差して、また地域の発展に寄与するような仕事というのを今積極的に進めるべき時期だと私は考えています。そのようなことについては、また議会の皆さんと一緒にご理解と、またご指導をいただきながら進めてまいりたいというふうには思っておりますので、ぜひひとつお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 次に、5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 私はこのたび農業政策の今後ということで、前回の一般質問と同様な内容的なもので、もう少し町長から意見を聞きたいと。もっと突っ込んだ、細かいところまで手の届いたご答弁をいただきたいと、こう思って、再度同じ問題に対して町長のご意見を聞きたいと、こう思っています。

前回の一般質問で、農業に意欲はありながら、経営面積が小さな農地や地域土地集積の困難な、集落営農組織の立ち上げないような農家に対して、行政はどのような考え方をするのかというご質問を申し上げましたが、残念ながら自分が期待していたような、返ってきた答弁、ちょっと聞き漏らしましたので、もう一度お願いしたいと思っています。

行政として、第1産業の中心である当町の農業、将来像を確立させる今一番大事な時期ではないかと私は思っております。農業政策についての基本的な考えをお聞きしたいと思います。前回もご答弁の中で、担い手の育成ということ町長はおっしゃっておられます。確かに担い手の育成は必要だと。しかし、この出雲崎町の高齢化の中を見てもみると、やはり若い担い手を育成しなければならないということになれば、行政が魅力のある農業政策を確立しなければ、やっぱり担い手は育たないと思います。

その辺についても町長のご答弁をお願いしたいと、こう思うわけでございます。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 6月定例会でもこの問題について南波議員さんと、また田中元議員さんからのご質問をいただき、しかも詳しくお答えをしたと思うのですが、まだまだ理解が深められておらないということで再度の質問でございますが、どうでしょうか。この品目横断的経営安定対策事業と。これはもう法律を定められてもう既に施行し、既に申し込みが始まっております。この中におきまして、中山間地という私たちのところにおきましては、担い手におきましては4ヘクタールが2.6ヘクタール、さらに営農農業集落組織については、20ヘクタールが12.5ヘクタールに面積緩和されて、それなりの対応がなされておるわけでございます。これを、この枠を超えて、出雲崎町なりきにさらに面積緩和なり、そういうものを独自の対応は、これはなかなか私はできないとはっきり申し上げなければならない。これはできません、率直に申し上げます。

それでは、これをどうするかと。法律なので、もう既に申し上げておりますように、戦後の農業の大転換期を迎えておるということで、もう既に国も、また農協、JAあたりもこれを理解して取り組みをしているという以上は、この中でいかにお互いがどう対応するのか。特に零細農家、兼業農家、この対応をどうするのかと。これが大きな問題です。しかし、これはもうどういう形でこの問題を対処するかということになってまいりますと、今盛んに言われていることなのですが、生産法人が担い手となって、そして農地の利用権を設定をして、小規模農家の皆さんはその法人の中のいわゆる働き手として参加をするということが、やはりこの小規模、いわゆる面積緩和の中に、条件に当てはまらない皆さんが生き延びていくためにはそうあるべきだと。それ以外方法はないと。

そのことによる、やはり今JAと、また行政と県も集落の今懇談会を開かれております。若干その辺の内容も聞いておるのですが、非常に農家の皆さんのまだまだこれに対する関心の深まりもないし、JAあたりもまだまだ暗中模索ではないかと、私はそういうふうにとめております。そういうことを言っただけでは失礼ですが、まだまだこの問題に対する深めがなされておらないというようなことが垣間見られるわけですので、これからはやはり行政もそうでございますが、これからはご承知のように生産調整とか、そういうものをすべていわゆる農協組織、そして農家がタッグマッチを組んでやらなければならないと。今まで行政関与していたのですが、そういう時代に入りましたから。やっぱり私はそういう今の時代背景、流れ、そういうものはしっかりと受けとめて、その中で今の出雲崎町、中山間地と言われる事業の中でどうすべきかということをやっぴり真剣に考えていかなければならない。

ただし、申し上げておりますように、農業に対する、これは私たちはそれなりの対応もさせていただいております。財政投資も大きいわけです。ご承知のように、この中山間地の問題につきましても、赤坂山地区、あるいは薬師堂、あるいは六郎女、始めるわけですが、これら大体1地区16億円程度の事業費が入るのですが、10%の負担しているわけですから、仮に3地区でやるなら46億円、4億6,000万円から5億円の農業投資をするのですよ。そのほかのいろんな面でも、これちょっと先ほどから商工会なりいろいろな問題出ているのですが、やはり農業というものに対しては、漁業も今大変なのですよ、1次産業としても。その辺の比較をしますと、農業というものは国の施策もそうですが、行政もある程度きめ細やかな対応をしている。その中において、やっぱり農家自身も先ほど来から意見が出て、申し上げておるのですが、やっぱり自分たちはどう生き残る道を模索すべきか。それはいわゆる重大なる転機を迎えているのですから、今までのような他力本願ではならぬだろうと。本当に自分たちがどう生き残るのかというのをまず自らが進路を定める、いわゆる基本的な考え方を定めると、私は時期に入っているというように思っています。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） やはり前回と同じ答えしか返ってこないようでございます。私にするといささか残念でございます。ということはどういうことかということ、確かに今担い手をつくれ、つくらなければだめだ、生産組織をつくらなければだめだ、法人化しなければだめだ、それは全部この間も資料をいただきました。早わかり品目横断的経営安定対策、農林水産省という資料を全部いただいているわけでございます。

この中を見ますと、要は大きい農業者だけ残りなさいよと。小さい農業者のことについて一切書いてございません。今町長がおっしゃるように、土地を有効利用するために小さな農家は任せなさいとおっしゃいます。しかし、今出雲崎町の農家の絶対数で、自立していかれるというか、農業としてやっていかれる農家は数少のうございます。それも正式な組織ではなく、自分で一生懸命頑張って、人のをまかして、それで経営面積を大きくしていると。この人たちは当然これから担い手になるでしょうし、生産組織になるでしょう。しかし、残った方、結局この前も言いました。残った田んぼをまかしてくれる

人がいないのですよ、正直言って。3反や5反、未整備地。今町長のおっしゃった赤坂山から旧最初にあった西越地区、大門地区、沢田地区あるいは立石、それから山谷、土地改良したところの土地は作り手があります。しかし、やっていないところの小さな田んぼについては、条件が悪いと作れない。その農家は どうやって農業を続けていかなければならないかということについてを、町はどう考えているかというのが私は見えないのです。

やはりそういうところの人たちが幾ら頑張っても、5反でコンバインを1台持っている人もいれば、10町あっても1台で済む人もいるわけですよ。その辺の中で、やはりそういう小さな人たちがどうやって大事な田地、田畑を、青々とした、秋になったら黄金色になる田んぼを残すかということになると、やはりもう年寄りはやっていけない。やっていなければ作ってくれる人がいない。いなければ荒地地になる、この辺をどう考えるかということ、まず町からお聞きしたいのが私の本音でございます。

それで、決して今担い手は、これはもう正直に言って、大農推奨の農業であって、小さな農業は何かどうでもいいという考え方しか私はこの中で見えない。その辺で、今言う小さな農家に、まさかそれで食べていくわけではないですから、町長もこの前の答弁でおっしゃっています。要は第2種、第3種兼業農家でそれを作るのであるけれども、それにしても難しい面があるから、そういうところにどのような政策は届くのか。その辺が私は一番知りたいところで、大きいところよりも小さいところをもう少しご答弁いただければと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 田中議員さんの心情は、私もやっぱりその一員ですからわかるのです。さりとて今こういう農業情勢あるいはいわゆる農業を営む人の人口、年齢構造からいたしましても、これは厳しくなるのです。例えば担い手、今出雲崎町も担い手は大体60歳以上ですよ。若い人でやっていくというのは1人くらいですよ。あとは60歳。いつ例えばおれはやめたと言われる方が出ても不思議ではない状況なのです。例えば先般高橋さんが不幸にしてお亡くなりになった。今大変なのです。当期の対応はできているけれども、来年をどうするかというようになるとこれは大変なのです。

さて、そうなったときにどうするかということは、言葉ではないのですよ。具体的にどうするかということは、私はっきり申し上げる。私の考えで申し上げる。私は、やはり生産法人をつくって、12.5ヘクタールの中に納めてやると。それはどういうことかと。例えばこの前田中議員さんおっしゃった。うちの立石は全部集めてもならないと。あるいはまた担い手があれば、その人が抜ければさらに面積は小さくなると。とてもできないと。だから、そういう中なのだから、私はそれにどういうことが書いてあるかわかりませんよ。小農者を切り捨てるなんか私は考えていない。そういう中でどうするかということは、私は基本的な方向を示します。

それは、例えば立石集落において田中議員さんでもどなたでも、リーダーを養成しながら、その皆さんが中心となって、いわゆる小規模農家に対して働きをして、そういう人たちの組織をつくり上げる。立石がためだったら上小竹なりあるいは米田に働きかけて、そういう集落における集団をつくると。そ

して、いわゆる担い手と言われる大規模の農家は、すみ分けをするのです。大規模農家と結局そういう組織のすみ分けをする。大規模農家の皆さんはそうなれば、場合によっては集落でそういうものをつくれれば、自分たちでつくっているところをその組織に入ってしまうと、これはアウトになるのです。そうなったときには、大規模の皆さんはある程度納期を集約した中で、大規模農家として生産効率を上げるような組織をつくと。それしかないのですよ。小規模農家の5反の皆さんがだめだから、町がその農地を買い上げてどうするわけにもいかぬでしょう。そんなことできるわけないですよ。だから、私ははっきり申し上げる。そういうことについては、集落の組織、リーダーを育てて、その人が中核になって集落営農組織をつくり上げる。大規模農家は大規模農家のすみ分けをする。その中における生き残りをかけると、これが大事だと私は思っています。

○議長（高橋速円君） よろしいですか。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 今、町長が大分強くおっしゃっておりますが、よくわからないわけではないです。ただ、言えることは集落をつくる。今町長がおっしゃった中で、そこに新しいリーダーをつくる。そのリーダーをつくるための方策は農業政策として大事なことなのですが、そういうことについて町はどういうふうを考えているかということもお答えをいただきたいのが私の気持ちでございます。ということは、部落、行政、それからJA、農家は今三つの組織、自分たちを含めて行政とJAという中で共同でやっているわけですが、やはりそうであっても、ただ来るときにはこういう処理してこないのです、実際に。

それで、今現在行政の方では説明会をしたり、懇談会をするというようなお話を先ほどされましたけれども、いまだかつて私が8月から、1回も行政が農業政策についての懇談会をやるとういうような姿を私は見えていないと思うのですが、もしこれは町長答弁でなくても、課長答弁でも私は構いませんが、その辺がこれからどのような姿勢で、もう18年は大きいのはもう既に補助金の申請始まっているわけですから、19年は来年の6月1日からというのが政策にのっていますから、それはそれでいいのですが、そういうようなことをするのはJAだけではなく、行政としてどのような考え方を持っておられるのか。説明会もしなければならぬだろうしというような話も聞いておりますが、その辺をもう少しこれから煮詰めていかれるのだらうと思いますが、その辺のご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思ひますし、今当座予定がないのであれば、この後どうするかというような希望的なことでも構いませんが、お聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） これは皆さんがそれをちょっと見落としておられるのではないですか。こういう町として、経営所得安定対策にかかる集落説明会の申込書というのを各資料も出しているのですよ。これは既に申込者も出ている。やってあるのですよ。そうでしょう。しなければわからぬわけですよ。そういう中に町は町の方針、JAはJAの方針、いろいろなものをかみ合わせながら集落の皆さんのご

意見を聞きながらどうあるべきかをやっている。もうやっているのですよ。その辺ちょっと理解してもらいたい。もうやっているのですから、申し込みとっているのですから。もうやっているところもあるのですから。やっているところは3集落だったかな。

〔「今、5集落」の声あり〕

○町長（小林則幸君） 5集落だったかな。そういうことですから、田中議員さん、よくまた資料見て帰って、こういうことはどうなっているのだということを、何でもお聞きになって、町はやっているのですから。その辺を理解していただきたい。

○議長（高橋速円君） 以上で田中議員の質問を終わりにして、ここでちょっと休憩いたします。

（午前11時04分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

小 林 泰 三 君

○議長（高橋速円君） 一般質問の続きを行います。

次に、1番、小林泰三議員。

○1番（小林泰三君） 私は通告をさせていただきました1点についてお伺いをさせていただきます。

天然芝のサッカー場の造成についてということでご質問させていただきます。私は個人的な話ではございますが、サッカーが大好きで大好きでどうしようもございませんという感じでございます。サッカーに興味を持ってから、いろんなことで出雲崎町もサッカーに関心を寄せる人が結構大勢いるなというふうに思って、自分なりにいいことだと思っております。

そういった中で、スポーツとしてのサッカーの愛好者といいますが、ファンは全国に広がって、そのすそ野は相当広いものになっていると思います。特に個人的に痛感するのは、新潟県には新潟スタジアムという大きなサッカー場とは言えませんが、サッカーをやる施設があるのですが、あそこである国際試合なんかありますと、もう入場券はとでも買えないと。応募はするけれども、応募のためのチケット販売の電話受付の電話に答えてもらう、電話がつながることすらないくらいファンが殺到します。そんなことで、非常にすそ野が広いというふうに感じております。

そういったことで、常日ごろ感じることは、スポーツを通じて地域の発展に結びつけているところはたくさんありまして、高校や大学のサッカー部のほとんどすべてのサッカー場は天然芝ではなくて、土のグラウンドのサッカー場でございます。天然芝のサッカー場を造成し、全国からサッカー部の合宿などに利用され、民宿や旅館などと提携し、そして繁盛して、町おこしに成功しているところが幾つかあります。

新潟県内では十日町市に有名なサッカー場がありますが、ただ個人的な見解からすると、十日町の

サッカー場のすぐ目と鼻の先にありますベルナティオというホテルの宿泊施設は、ちょっと値段が高いのです、宿泊施設が。だから、高校生や大学のサッカー部が使うには、ちょっとゆとりがあるところでないと使えないと。そういった難点があるわけです。そのかわり、国際チームの合宿があったり、アルビレックス新潟の合宿があったりして、非常にまた観光客というか、ファンを引きつけているいいところもあります。

そこで、今出雲崎町も少林寺拳法の話もありますし、これもぜひ町に定着してもらいたいし、またこのスポーツ自身も発展していただきたいと思います。こういったことで、サッカーやあるいはスポーツを通じて、町の発展に寄与することが十分考えられますので、町もぜひ検討してみませんかというのが私の質問でございますが、町長の答弁をお願いします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 小林議員さんのご質問にお答えをしたいと思うわけでございますが、本町も町民の要望で平成16年度からサッカー教室を開催をいたしております。小学校児童で24名の参加があり、現在の平成18年度の参加人員は23名ということで、横ばいの状態でありますし、会場としては町民野球場を野球の利用がないときに外野部分を利用して、月1回開催をしております。今年度は、ジュニア用のサッカーゴール1対を備えて練習に励んでいるというところでございますが、他の体育施設である町民体育館や町民野球場、テニスコートなどがありますが、高校生や大学生の合宿としての利用は今は皆無というところでございます。降雪が、雪が少ないというところでございますので、長岡周辺の高校の野球部、小学校のリトルリーグの野球部が秋季の練習場として野球場の利用が多いと。その他の施設は、残念ながら余り利用がないというような状況でございます。

確かにアルビレックス新潟等々、サッカーに対する非常にファンあるいは関心を持つ方がふえているわけでございますが、今小林議員さんのご提案のように、町が天然芝のサッカー場をつくったらどうかということでございますが、率直に申し上げまして、土地の確保とかあるいはまた造成整備費、莫大な予算が必要と思われることでございますので、また造成後の維持管理に大変お金もかかり、また難しいということもございますので、今のところ天然芝のサッカー場を町としてつくるといことは、財政面から、いろんな面からしても無理があろうかなというふうに考えておりますので、そのようにまたご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋速円君） 1番、小林泰三議員。

○1番（小林泰三君） どうもありがとうございます。今私はつくれということではなくて、無理を言うのではなくて、ぜひこの機会に検討してみて、例えば幾らぐらいかかるのかとか、どれくらい利用が見込めそうだとか、想定されることは非常にいいことだと思います。この機会にぜひやっていただきたいし、また町が出雲崎町だけとは言いませんが、民宿軒数がいっぱいある町村なんかは民宿組合でサッカー場を造成しているところもあるわけなのです。そういうところへ市町村が補助金を出していると。特に茨城県あたりにそういうところが多いのですけれども、ぜひ人は先を、出雲崎町より先んじてやら

れて、出雲崎町もあのときやればよかったななんていうことがないように、ぜひ検討をしてみてください。

よろしく申し上げます。

田 辺 雅 巳 君

○議長（高橋速円君） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 私の一般質問を行いたいと思います。

私の一般質問の項目については、町の教育行政にかかわる根本問題であります。今、国会で継続審議になっている教育基本法の改定案について、それに附属する町の影響について質問したいと思います。私は町民一人一人の町の教育行政に及ぼす大事な問題として質問したいと思います。

第1は、教育基本法は戦後の日本社会に果たしてきた役割、意義は大きいものがあります。元文部科学大臣が、いじめや校内暴力、不登校、学級崩壊、学力の低下の問題、若者の就職意識の低下や青少年に対する凶悪犯罪の増加、拝金主義やルール無視の自己中心主義などをあげつらい、現行の教育基本法はもはや時代に適合しなくなったと断じました。4月14日付の高知新聞の社説では、基本法をきちんと読めばわかる。目的実現への努力が十分でなかったために起きているのではないかと指摘しています。町教育委員会は、教育荒廃や少年の凶悪犯罪などの原因が現在の教育基本法にあると考えてはいないと思いますが、いかがでしょうか。

第2に、通知表で国を愛する心情の評価をしている市町村がありました。福岡市で144の小学校のうち69校と、朝日新聞の調査では、全国で11府県の172校、埼玉県では50の小学校で評価の対象になりました。本町では社会科の通知表の評価としてなっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

3番目に、99年の国旗・国歌法制化の際、当時の小淵首相や野中幹事長が、法制化に伴い、学校教育における国旗・国歌の指導に関する取り扱いを変えるものではない。命令とか強制とか行うものではない。式典などにおいて起立する自由もあれば起立しない自由もあると繰り返し答弁しておりました。それにもかかわらず東京都や本県では、卒業式や入学式における君が代斉唱時の不起立を理由に、教員に対する処分が行われました。教職員の内心の自由を踏みにじるもので、児童生徒の内心の自由は保障されるはずはありません。日本国憲法に保障された思想・信条の自由を侵害した県教育委員会の不当な措置は絶対許すものではありません。本町においては、君が代斉唱時の不起立などを理由に、教員に対する処分または内申をするのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） これは町長ですか。

町長。

○町長（小林則幸君） 本来であれば教育長が答弁すべきものとは思いますが、この教育、福祉というものにつきましては、当出雲崎町といたしまして、最重要課題、政策として掲げておりますので、この後また教育長の答弁もいただきますが、私なりに教育というものの基本的な問題について考えを述べ

てみたいというふうに思っております。

まず、私は教育には王道なしということでございます。言葉でかくかくあってこうすればこうなると、あるいは法律や言葉で結果が生まれるものではないと私は確信といたしますか、そうであるというふうに考えています。特に申し上げたいことは、家庭、両親、兄弟、祖父母、学校、教師と生徒、社会、地域住民、この方々がまず何をなすべきか。主体的に自分たちがどのような目標を持って連携をしながら行動をし、役割を果たしながらこの教育という問題について、真剣に私は取り組んでいくべき時代だと。ましてや政治信条とかあるいは利害、打算にとられるような教育であってはならないというように私は考えております。

まず、家庭でございますが、子は親のかがみといいます。やっぱり両親の全人格、そして言動、行動というものが、子供の人格形成に大きな影響を与えるということは、これは論をまたないことと思えます。温かく明るく裏表のない語り合いのできるまず家庭が、私はやっぱり基本であるべきだというふうに考えています。

次に、学校であります。やはり教師はサラリーマン意識をまず捨てて、教育に対する使命感というものを持たなければならない。そのためには温情主義だけではない、とにかく厳しく指導し、そしてまた学力向上はもちろんでありますが、しかしその子供なりきの性格あるいは能力、資質というものがあるわけでございますので、その辺をいかに引き出すかという最大の私は努力をすべきだし、してもらいたいということを申し上げたいのです。

さらに地域の問題でございますが、とかく最近は何をする人ぞと。これはうちの子供ではないのだと。よその子供なのだから、何をしてもいいのだというようなことで、見て見ぬふりをして注意もしない、指導もしないというような傾向が生まれつつあります。そういうことがいろんな犯罪にも結びついているわけでございますので、地域の宝として子供を大切に、お互いの財産ですから、そういう観点に立って、ともに留意してまいらなければならないというふうに思っております。

要するに戦後、今ご意見もございしますが、追いつき追い越せ、経済効率主義、そのオンリーの中で事が進んでまいったということがいろいろ問題を起こしております。私はやっぱり日本古来のいわゆるわびさび、幽玄というような、どこにもない大切な文化、伝統というものに改めて光を当てていくべきではないか。そのことがいわゆる親が子を、子が親を、あるいは殺伐としたいろんな凶悪犯罪が起きておりますが、このような問題は若干でも私はやっぱり是正をされていくというふうに考えるわけでございます。やっぱりお互いが言葉ではない、行動に基づきながら、やっぱり原点に返って、本当に勇気と責任感、使命感を持った将来のある子供たちを育てるということも一丸となって努力するということが私はやっぱり基本ではないかと思っておるわけでございます。

最後でございますが、私いろいろ申し上げているのですが、戦後かつて心耕学園として、この村が教育立村として非常に有名になったわけでございますが、そのときも布川準一郎氏が、教育はやはり校長と教師が、教師と子供が火花の散るごとく、喜々として烈烈としてやっぱり鍛え合うということが大

事なのだ。まさに私はそうだと思います。そのように細かいことは私は申し上げませんが、基本的な教育について、また地域として、行政として何をすべきかということを上申して、あとは教育長の方が答弁いたします。

○議長（高橋速円君） 教育長。

○教育長（佐藤 亨君） それでは、小林町長のただいまの答弁に補足説明をいたします。やや細かくなりますが、よろしく願いいたします。

第1に、教育荒廃等の原因についてでありますけれども、教育荒廃という言葉の論議は今別といたしまして、結論を先に申しますと、出雲崎町及び教育委員会とも、田辺議員さんのご指摘の問題点等につきましても、原因は、現行の教育基本法にあるとは考えておりません。日本の公教育は、これまで教育基本法の精神をもとに、幾度となく改定を重ねてまいりました学習指導要領、これは教育課程の基準として、文部科学大臣が別に定めるものでありますけれども、法的には学校教育法施行規則のところによりますが、それに基づいて行われております。

しかし、今ほどの町長の答弁の話の中にありましたように、教育基本法の制定から半世紀以上経過した中で、日本の社会は一般的に都市化や、また少子高齢化が進展し、あるいは子供を取り巻く環境が変化してまいりました。そういうふうな環境の変化があるわけでありまして。特にまた近年は子供たちのモラルや学習意欲並びに家庭や地域の教育力の低下あるいは若者の雇用問題など、さまざまな問題が言われております。

教育の根本にさかのぼる改革が求められてきておりますが、戦後からこれまでの日本の復興、とりわけ産業経済の進展、あるいはまた技術革新、国際化への対応、そして国民の何よりも教育水準の向上等を考えれば、教育基本法のもとに組織的に公教育を受けてきた人々の努力をもってなし得てきたものであります。そして、教育の機会均等のもとに、真理やあるいは正義をたっどび、他人を尊重するとともに道徳性を重んじ、健康で豊かな人間性を求めてきた教師もいわゆる尽力いたしておりますし、先ほどの答弁にありましたように、教師自身も最大限の努力をしなければならない、そういうことを旨にしながらも、教育基本法の役割や意義は多大なものがああります。したがいまして、ご指摘の問題点等、社会環境やあるいは人間関係等々、さまざまな要因が絡み合っのことと理解し、確かな教育の基本理念を明記した教育基本法が原因であるとは考えておりません。

次に、通知表での国を愛する心情の評価についてであります。この件で、当町の小中学校に確認いたしました。通知表で評価はいたしておりません。

なお、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てる学習であります。これは既に現行の学習指導要領に強化の目標として規定され、既に指導が行われております。田辺議員さんの言われる国を愛する心情の評価については、本年5月31日の衆議院特別委員会において、小坂文部科学大臣は次のように答弁いたしております。「国を愛する心情を持っているかどうかということで評価をするというようなことをしてはならない。我が国の歴史や伝統に対する関心、意欲、態度を総合的に評価するものであ

る」と述べております。なお、また6月5日の同委員会での銭谷政府参考人も重要な意見を、見解を示しておりますし、そして新潟県教育委員会も同様な考えであると聞いております。通知表自体は各学校の責任において適切に判断する事項でありますけれども、町教育委員会として、これに関する評価については、今まで述べてきたと同様に受けとめております。

最後に、君が代斉唱時の不起立などの処分や内申についてであります。学習指導要領には入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう児童生徒に指導することが定められております。新潟県教育委員会は、校長の職務命令に違反し、不起立であった県立の学校教員を、職務命令に違反したとして処分しております。

教員の身分は地方公務員あるいはまた教育公務員でもあるわけでありますが、法令の遵守と公正に職務を遂行する義務を負うものであります。出雲崎町を初め県下の公立小中学校の教員には処分対象者は出ていないと聞いておりますが、公立学校の教員の任命権者は県教育委員会であります。これは法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、いわゆる地教行法という法律に明記されておりますけれども、そういうことから、町教育委員会は県費負担教職員に対する懲戒処分を行う立場にはございません。また、仮に当町に勤務する小中学校教職員で、職務命令違反にかかわる該当者があった旨、校長より申し出があった場合であります。町教育委員会は服務監督者でありますので、その場合には実態を正しく把握した上で、報告の必要が認められれば、いわゆる内申いたさなければならぬと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 町長どうもありがとうございました。教育長どうもありがとうございました。

まず、町長の方です。確かに教育というのは親、教員、地域のかかわりが大事だと思っております。そこで、ところが国の方ではさっき言いましたように校内暴力だ、不登校とか、そういうふうなのは基本法に問題あるというふうに言っていたわけですが、これは断固おかしいと思っております。

そこで、教育基本法についてご存じだと思うのですが、大事な部分がちょっとありますので、ちょっとお伝えしたいと思うのですが、教育基本法は憲法にのっとり、教育の目的が人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者とふさわしい資質を備えた国民の育成を期すべきことを明記していると。それで、基本法の10条では、不当な支配を禁止しているわけでありまして。これは戦前の教育が、戦争のときの教育が、国家権力の強い統制、支配下に置かれ、画一的な教育が推し進められ、やがて戦争が起こったという歴史的な教訓に立ってつくられているわけでありまして。それを政府は時代の要請にこたえただけで、まともな説明はしておりませんでした。

ですから、高知新聞社説、さっきも言いましたが、改正を主張する人たちは、いじめや不登校などの教育荒廃、少年による凶悪犯罪など、基本法を絡めている。第1条は、教育の目的をこううたっている。人格の形成、言い換えれば人間の成長に目的を置いているのであり、教育の使命としてこれ以上の

ものがどこにあるのだろうと。教育をめぐるさまざまな問題は、基本法の施行から59年間、目的実現への努力が十分しなかったために起こっているということでもあります。

それで、二つ目の通知表の評価ですが、うちの町村はしていないということではありますが、通知表の評価については、小泉首相は国を愛する心情を評価することの是非を問われて、評価することは難しいと。あえてこういう項目を持たなくてもいいと国会で答弁していたわけでもあります。これを法律的に格上げして教育の目標を掲げ、その達成を義務づける、これが教育基本法の改定案であります。

こうした現状の中で、国を愛する態度など、20項目の徳目を基本法の目標として書き込んで、これを達成をさせる、これは義務であります。ですから、ときの政府の意思によって、特定の価値観が子供たちに事実上強制する、それで憲法19条を保障した思想、良心の内心の自由、これを侵害すると考えているのです。それが親にも考えが伝わり、国全体に強制力が、町、町民、行政においても影響を及ぼす、そういう事態になるわけです。

○議長（高橋速円君） 田辺議員、質問の範囲。私は議会運営委員会からも出ています。これは完全に質問の範囲を超えています。これは国会レベルでの話です。ですから、当町の教育にかかわる直接の具体的な質問をしてください。これは何回も言っているのですから、守ってくださいよ。

○4番（田辺雅巳君） それで、今国会で問題になっている改定案には、町民と町の行政を法律でしぼる内容であるので、これについては断じて許すことはできないので、この点について国の防波堤として、法律ができた場合、それを町として取り組んでいただきたいというふうに思って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋速円君） これは要望ですね。答弁いいですね。

以上で一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（高橋速円君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時44分）

第 3 号

(9 月 22 日)

平成18年第5回(9月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成18年9月22日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 第2 陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書提出に関する陳情について
- 第3 議案第62号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について
- 第5 議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定について
- 第6 陳情第3号 道路特定財源に関する意見書の採択について
- 第7 議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第72号 平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について
- 第17 議案第75号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第18 議案第76号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第19 議案第77号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第20 議案第78号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第21 議案第79号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第22 議案第80号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第3号)について

第 2 3 議員派遣の件

第 2 4 常任委員会の閉会中所管事務調査の件

第 2 5 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 1 号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 第 2 陳情第 2 号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出に関する陳情について
- 第 3 議案第 6 2 号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 6 3 号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について
- 第 5 議案第 6 4 号 町道の路線廃止及び路線認定について
- 第 6 陳情第 3 号 道路特定財源に関する意見書の採択について
- 第 7 議案第 6 5 号 平成 1 7 年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 6 6 号 平成 1 7 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 6 7 号 平成 1 7 年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 議案第 6 8 号 平成 1 7 年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 6 9 号 平成 1 7 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 7 0 号 平成 1 7 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 7 1 号 平成 1 7 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 7 2 号 平成 1 7 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 議案第 7 3 号 平成 1 7 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 議案第 7 4 号 平成 1 8 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 7 5 号 平成 1 8 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 7 6 号 平成 1 8 年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 9 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 0 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 2 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 3 議員派遣の件

第24 常任委員会の閉会中所管事務調査の件

第25 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

追加日程第1 発議第5号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公
費（私学助成）増額を求める意見書について

追加日程第2 発議第6号 道路特定財源に関する意見書について

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君
代表監査委員	志田忠護君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（高橋速円君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

○議長（高橋速円君） 議会運営委員長から、本日午前9時30分から議員控室において議会運営委員会を開催し、本日の議事日程に関し、お手元に配りましたとおり決定した旨報告がありました。ご協力願います。

議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について

陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出に関する陳情について

○議長（高橋速円君） 日程第1、議案第61号 出雲崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について、日程第2、陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出に関する陳情について、以上議案1件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案1件、陳情1件は総務文教常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中元議員。

○総務文教常任委員長（田中 元君） それでは、総務文教常任委員長報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第61号並びに陳情第2号について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。結果については、別紙報告書のとおりではございますが、審査は9月14日、本会議終了後に説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。審査の過程において述べられた意見は特にございませんでした。

以上のような審査の経過を踏まえ、採決した結果、議案第61号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、陳情第2号についても全員異議なく、これを採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に対して反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号及び陳情第2号の総務文教常任委員長報告2件を採決します。

最初に、議案第61号を採決します。

議案第61号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議案第62号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について

議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定について

陳情第3号 道路特定財源に関する意見書の採択について

○議長（高橋速円君） 日程第3、議案第62号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第63号 寺泊老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び寺泊老人ホーム組合規約の変更について、日程第5、議案第64号 町道の路線廃止及び路線認定について、日程第6、陳情第3号 道路特定財源に関する意見書の採択について、以上議案3件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件、陳情1件は社会産業常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、南波榮一議員。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） 社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第62号から議案第64号並びに陳情第3号について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は9月14日、本会議終了後に説明員の出席を求めて、委員全員が出席して行いました。審査の過程において述べられた主な質疑、意見について報告します。

議案第62号及び議案第63号については、述べられた意見等は特にありませんでした。

議案第64号については、町道を廃止した場合に山林等の管理に不都合がないか、また現地の状況判断ができるような写真、資料を提示してもらえないかなどがありました。

以上のような審査経過を踏まえて採択した結果、議案第62号から議案第64号まで議案3件については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、陳情第3号についても全員異議なくこれを採択すべきものと決しました。

以上、社会産業常任委員長報告とします。終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 質疑をちょっとしたいと思います。

国の赤字がさらにふえ続けて三位一体改革等、高齢者、障害者を初め、福祉が後退しているさなかであります。また、さらに消費税が検討されております。国による国民負担増を少なくするのは当然であります。また、災害など生活に密着した社会資本整備を進めることは大いに必要であります。なぜ一般財源化することについて、委員会論議になっているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） 我が委員会におきましては、特に地方においてはまだまだ道路整備が必要だということ、それから一昨年地震による震災、それから水害の災害等の中で、いかに道路がその地域の生活に作用するか、影響するかということをもざまざと感じた実態があり、しかもその中で道路の普及が何よりもその人たちの生活を支えてきたということでもありますので、まだまだそのような観点でこの道路特定財源については道路に優先して使うべきだという意見で賛成をいたしました。

以上です。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 陳情第3号 道路特定財源に関する意見書の採択について、反対討論をしたいと思っております。

理由は、小泉首相のねらいは高速道路の建設や大都市における都市再生づくり、本州、四国架橋の借金返済にまで充てようとするところにあります。これは、昨年5月の経済財政諮問会議で奥田トヨタ自動車会長から出された要望に答えたものであります。私は、それにくみするものではありません。国内は今格差社会が叫ばれて当たり前のようになっている状況のもと、国は財政危機で高齢者、障害者など福祉を削ってきております。また、消費税増税でさらに国民負担を考えています。国民負担を少なくするには、道路特定財源をするのではなく、一般財源にしてそこから社会保障や道路整備も含めた生活密着型の公共事業などに使えるようにすることではないでしょうか。読売の社説では、財源不足が進んでいない事業に集中配分するものも一考だ、毎日新聞でも国、地方ともに一般会計でやれば透明性は高まるとしています。

以上の点から、私は道路特定財源に関する意見書に反対いたします。皆様のご賛同をお願いして討論いたします。

○議長（高橋速円君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

9番、日山正雄議員。

○9番（日山正雄君） 私は、委員長報告に賛成の立場で申し上げます。

反対の方の発言を聞いて、その中を踏まえた中で申しますと、国そのものは皆さんもご存じのように、今中央を主体とした物事で動いておるように感じております。そんな面から、我々地方そのものにはまだまだ必要な道路がたくさんあり、また一般財源化なされるとなかなかお金が回ってこないような状況になろうかと考えますので、どうしても中央はほっておいてもよくなる、地方はなかなか手をかけないとよくなる状況から判断して、私は一般財源化に反対をするものでございます。

以上です。

○議長（高橋速円君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで討論を終わります。

これから議案第62号、議案第63号、議案第64号及び陳情第3号の社会産業常任委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第62号を採決します。

議案第62号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号を採決します。

議案第63号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号を採決します。

議案第64号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第3号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定について

○議長（高橋速円君） 日程第7、議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第66号 平成17年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第67号 平成17年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第68号 平成17年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第69号 平成17年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第70号 平成17年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第71号 平成17年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第72号 平成17年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、南波榮一議員。

○決算審査特別委員長（南波榮一君） 決算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第65号 平成17年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号 平成17年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、議案9件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は、9月15日午前10時から委員全員が出席して行いました。まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、総務文教分科会には総務文教常任委員会が所管する事項を、社会産業分科会には社会産業常任委員会が所管する事項を担任させ、それぞれ分科会主査を置き、歳入歳出を一体として審査しました。また、審査に当たりましては、決算書などに基づき執行部から説明を受けるとともに、監査委員の意見書を参考に予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各般にわたり慎重な審査を行いました。以下、審査の過程で述べられました主な意見について報告します。

町税の徴収率向上について、徴収努力は認められるが、公平負担の観点からさらなる努力が必要であるとの意見。農業集落排水事業並びに特定環境保全公共下水道事業について、周辺環境維持のため、下水道の未接続者に対して早期のつなぎ込みの促進に努める必要があるとの意見などがありました。

以上のような審査の経過を踏まえ、議案第65号から議案第73号まで、議案9件を起立採決した結果、起立全員によりこれを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長の報告といたします。終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号から議案第73号まで、議案9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号から議案第73号まで、議案9件に対する委員長報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円君） 起立全員であります。

したがって、議案第65号から議案第73号まで議案9件について、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第75号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第76号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第77号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋速円君） 日程第16、議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第17、議案第75号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第18、議案第76号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程第19、議案第77号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第78号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、

議案第79号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)について、以上議案6件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案6件は、予算審査特別委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中元議員。

○予算審査特別委員長(田中 元君) それでは、予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議において本委員会に付託されました議案第74号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)についてから議案第79号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第3号)についてまで、議案6件について審査をいたしました。

審査は9月20日午後1時から委員全員が出席し、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て本会議場において開催いたしました。委員会における審査結果につきましては、別紙報告書のとおりでございますが、その審査経過について報告いたします。

審査の中で一般会計補正予算(第2号)では、庁舎アスベスト対策工事減、庁舎喫煙所設置工事、農地費の中で委託料、備品購入費、それから教育振興費の中で扶助費についての質疑がございました。

特別会計につきましては、各特別会計の中の委託料についての質疑がありました。

以上のような審査の経過を踏まえ、議案第74号から議案第79号までの議案6件については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

○議長(高橋速円君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋速円君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋速円君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号から議案第79号まで、議案6件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号から議案第79号まで、議案6件に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(高橋速円君) 起立全員であります。

したがって、議案第74号から議案第79号まで、議案6件については委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第80号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第3号)について

○議長(高橋速円君) 日程第22、議案第80号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸君) ただいま上程されました議案第80号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、7月11日からの大雨で3件の小規模補助治山の事業採択を県にお願いしていましたが、既に予算補正をお願いいたしました常楽寺地内に続きまして、残りの2件、上中条、川西地内につきましても県から追加採択の連絡がありましたので、今回補正をお願いするものであります。

歳出につきましては、工事費、事務費で360万5,000円の計上であります。歳入につきましては、歳出補正の財源として受益者分担金10%分、県費補助60%、残り町負担分として町債、繰越金を計上いたしました。これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ360万5,000円を追加いたしまして、予算総額を31億8,717万6,000円といたしました。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(高橋速円君) 補足説明がありましたら、担当課長から説明願います。

総務課長。

○総務課長(山田正志君) それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

ただいま町長の説明のとおりでございますが、195ページの事項別明細書、歳出からお願いいたします。11節、12節、15節の追加でございますが、工事費につきまして上中条の外山正恭さん、川西の仲野富一さんのお宅のところの小規模治山工事の追加の採択というふうなことでございます。11節、12節につきましては、その事業費の工事費の事務費というふうなことで計上してございます。

戻っていただきまして、193ページ、歳入の事項別明細書でございますが、今ほどの説明のとおり、10%の分担金、さらに県費の60%分、それと194ページの町債を充てた、10万円単位で町債当たりますので、残りの8万2,000円の端数の部分を繰越金の追加というふうなことで歳入を計上してございます。

戻っていただきまして、第2表、地方債の補正でございますが、191ページでございますが、町債の部分、変更というふうなことで120万円を220万円に変更というふうなことでプラス100万円というふうなことでございます。

また、それが連動いたしまして、196ページの地方債調書でございますが、農林水産、普通債で100万円の追加がされたものが載っているというふうなことでございます。

以上、歳入歳出に360万5,000円を追加させていただくというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定しました。

議員派遣の件

○議長（高橋速円君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

常任委員会の閉会中所管事務調査の件

○議長（高橋速円君） 日程第24、常任委員会の閉会中所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

○議長（高橋速円君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま4番、田辺雅巳議員外2名及び2番、田中政孝議員外2名から発議第5号及び発議第6号がお手元に配付しましたと提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号及び発議第6号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

発議第5号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書について

○議長（高橋速円君） 追加日程第1、発議第5号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 発議第5号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出についてであります。

公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出について、山崎信義議員、田中元議員の賛成を得まして提案理由を申し上げます。

県内の（全日制課程）に通う高校生は全体で7万3,000人、そのうち私立高校生は約1万3,000人、

18%を占めています。私立高校は、私立学校振興助成法により国、県行政の助成によって進められているところであります。しかし、私立高校は公教育とされながらも国、県からの公費は公立の約3分の1にしか満たず、そのために学費は公立の4倍を超え、専任教員の数も公立基準の8割にとどまり、学費や教育条件において公立高校との格差が大きく生じています。特に学費の格差が生徒とその保護者に深刻な影響を及ぼし、私立高校で学びたいと願っても学費が障害になって断念せざるを得なかったり、入学しても学費を払い続けることが困難になるなど、生徒の学習権を侵害する事態にもなっています。

以上のことから、公立高校、私立高校とも公教育発展と生徒が自由に学校選択できるよう、学費と教育条件の公私格差解消を図るため、私立高校への公費（私学助成）増額に一層努力されるよう要望するものです。

地方自治法第99条の規定により、新潟県知事及び関係各大臣に意見書を提出しますので、何とぞ慎重審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

発議第6号 道路特定財源に関する意見書について

○議長（高橋速円君） 追加日程第2、発議第6号 道路特定財源に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、田中政孝議員。

○2番（田中政孝君） 発議第6号 道路特定財源に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在国では、道路特定財源については骨太の方針2006の決定に基づき、一般財源化を図ることを前提に議論が進められており、年内に具体案がまとめられることになっております。ご承知のように、道路特定財源は地域の活性化に不可欠な道路の整備に必要な財源として道路利用者が負担しているものです。特に当町にとっては、長岡市などの都市部への幹線道路を初め、生活関連道路の拡幅が急務となっており、今後も整備を積極的に進めていくことが必要であります。このため、これら道路整備の財政的基盤となる道路特定財源制度を引き続き堅持し、地方の道路整備が遅延しないよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣初め関係行政庁に意見書を提出するものであります。

なお、中川正弘議員と日山正雄議員の賛成を得まして提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許しますが、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（高橋速円君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成18年第5回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時38分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

出雲崎町議会議長 高 橋 速 円

署名議員 小 林 泰 三

署名議員 田 中 政 孝